

二つの快挙

会長 原 健

柔道整復師を取り巻く社会的、経済的環境の悪化の状況説明は、機会あるごとに皆様にお話ししてまいりました。

柔整人口の急増による過当競争の激化、医療保険制度が始まって以来の療養費のマイナス改定、臨床整形外科によるパッシング、療養費支払い審査の厳格化など枚挙にいとまがないほど四面楚歌であります。

このように暗い話が多い中で、二筋の光明が見えてまいりました。その一つが明治鍼灸大学に3年制の短期大学として柔道整復学科が開校され、東西の医療関係、大学関係の権威ある先生方が、綺羅星のごとく集まられまして盛大な記念式典が、京都で挙行されました。

柔道整復師の多年の宿願の第一歩が踏み出されたわけであります。

そのもう一つがWHO（世界保健機構）に認知され、WHOの報告書に「柔道セラピスト」として紹介記事が掲載されたことは、日整広報ですでにご案内の通りであります。

伝承医学として柔道整復業務が地域医療の一翼を担うものとして世界に認められたわけです。ジュネーブで5月に開催されるWHO保健総会に柔道整復師会の代表として出席する手はずを整えております。

我らの業界にとりまして二つの快挙ではありますが、多くの勝ち得なければならない改革のスタート地点であり、多くの難問が横たわっております。

大学については四年生大学への昇格、更には大学院の設置へと更なるレベルアップを図らなければなりません。鍼灸の場合は、短大の開設から大学院設置まで8年を要したとのこと。その間に柔整学者として講師、助教授、教授までの有資格者を育ててゆかなければなりません。

何よりも整形外科から峻別できる柔道整復学を確立する必要があります。それには江戸時代の多くの整骨学者の理論や手法に原点を求めなければならないと考えておりますが、鍼灸の場合は、診察法から治療法まで西洋医学と全く異なった手法で、理論構成されております。

柔道整復学にも古来からの診断法、整復法、固定法、包帯法があったはずであります。これらを掘り起こして癒し系の人に優しい非観血的学問の大系を確立しなければなりません。

WHO認知については、医療保険制度抜本改革の中で、混合治療として展開される民間保険治療が、保険会社、特に外資系の保険会社の指定団体として、承認を受ける最低の必要条件として有効と考えられます。

また、被保険者証のカード化について、2年後実施が厚生労働省で決定され、一部の市町村や健康保険組合で実現されつつあります。今のところ、柔道整復師はその対象に含まれておりませんが、カード化を更に押し進めて企画されているレセプトの電送化（介護保険レセプトのように）といった国家的プロジェクトに乗らない限り、患者の利便性から乖

離し、業界の衰退が予測されます。

カード化に便乗するためには全国統一の接骨院の通し番号性の承認、確保や健康保険法第44条の2（改正案では87条）を改めて、療養の給付から現物給付に変更してもらうなど様々な一大運動の展開が必要となってまいります。

WHO認知が、このような今後の交渉に大きくプラスになることと思います。

柔道整備業界を改革し、発展させるための多くの試みを大胆に、皆様の合意をいただきながら、押し進めてまいる決意であります。会員の皆様の一層のご理解とご支援をお願いいたします。

理事会だより

総務部

平成13年度 第8回理事会

日 時 平成14年2月27日(水) 13時

出席者氏名 原, 茂住, 沢田, 利根田,
上田, 浅井, 工藤, 小合,
尾藤, 青山, 小倉, 高橋,
山田, 市原, 平野, 本村,
阪本

理事外の出席者 斎藤監事, 寺山代議員会議長,
松下代議員会副議長

開会に先立ち、松本前会長のご逝去に伴い「黙祷」を行った。

議 事

議事録署名人 小倉理事, 山田理事
全会一致で選出

(1) WHOについて

柔整施術が伝統医療としてWHO認知の進捗状況報告と今後の対応を会長一任とすることについて 全会一致で承認

(2) 帰一賞内規の一部改正(案)について

慶弔見舞規定施行に伴う関連条文の一部改正について 全会一致で承認

(3) 平成14年度の事業計画(案)について
本案を臨時代議員会に提出することについて 全会一致で承認

(4) 平成14年度の予算(案)について
概略説明を行い、本案を臨時代議員会に提出することについて 全会一致で承認

(5) 会館改修について
現況報告と3月8日常務理事会確認後工事費の半額を支払いすることについて 全会一致で承認

(6) 日整全国少年柔道大会並びに日整全国柔道大会要項について
大会要項の一部を変更 全会一致で承認

(7) 大阪問題について
和解書(案)と今後の原会長一任対応の再確認について 全会一致で承認

(8) 臨時代議員会の議題について
提案された3案件を臨時代議員会の議題とすることについて 全会一致で承認

(9) 職員給与規定の一部改正(案)について
東京都職員の俸給表から国家公務員の俸給表に変更して適用することについて 全会一致で承認

報告事項

大川裁判について
議事に入る前に、櫻井顧問弁護士より一連の訴訟経過と現況報告があった。
学術実技研修会並びに生涯学習講習会合同開催について
沢田副会長より、合同開催する旨の報告の後、山田生涯学習委員長よりタイトルについての質問があった結果、

第10回 日整生涯学習講習会 合同開催
第5回 日整学術・実技研修会

となった。

【各部会からの報告】

- (1) 総務部より 利根田総務部長
日整団体保険募集についての報告
 - (2) 保険部より 浅井保険部長
介護報酬に関する事業者団体ヒアリング及び意見公募の実施の情報についての報告
 - (3) 学術部より 工藤学術部長
来年度の実技研修会に向けての準備状況の報告
WHOの報告書の中で、柔道整復師が取り上げられたことに対する掲載お礼文章をWHO本部（スイス）に発送する旨の報告
 - (4) 広報部より 小合広報部長
日整広報の原稿をデジタルデータとする旨の要望
広報原稿、ホームページのコンテンツを出す旨の要望
- その他
原会長より他団体の関係者との話し合いを行った旨の説明があった。

平成13年度 第9回理事会

日時 平成14年3月25日(月)13時
場所 東京プリンスホテル11F ビオニー
構成員の現在数 理事18名中17名出席
出席者氏名 原, 茂住, 沢田, 利根田,
上田, 浅井, 工藤, 小合,
尾藤, 青山, 小倉, 高橋,
山田, 市原, 山口, 本村,
阪本
理事外の出席者 斎藤監事, 山村監事,
寺山代議員会議長,
松下代議員会副議長

議事

- 議事録署名人 尾藤理事, 阪本理事
全会一致で選出
- (1) WHOについて
3月11日にWHO関係者が養成学校や施術所を視察した内容報告と、5月にスイスで開かれるWHOの国際会議に会長以下若干名の出席について 全会一致で承認
 - (2) 大阪問題について
3月8日に和解書を取り交わした旨の報告 了承
 - (3) 試験財団の独立行政法人化について
理事会で進捗状況を報告しながら当面の対応を三任一任とする 全会一致で承認
 - (4) IT委員会について
IT委員会規定(案)の修正後、本案を追加議題として臨時代議員会に提出することについて 全会一致で承認
 - (5) 会費未納者について
会費未納者に対して各都道府県に経理部からの要望 了承
 - (6) 臨時代議員会について
質問事項および答弁者の分担と、平成14年度事業計画(案)の一部訂正について 全会一致で承認

(7) 通常代議員会・総会の日程について

平成14年6月9日(日)に開催することについて
全会一致で承認

報告事項

職員人事について

利根田総務部長より、松田情報企画局長の採用期間を平成15年3月31日まで延長する旨の報告

会費免除を却下された者の事務手続きの締切日について

上田経理部長より、事務手続き上の処理の仕方についてお願い

入会申込書などの用紙サイズについて
利根田総務部長より、用紙サイズをB5からA4に切り換える旨の報告

柔整師必携改訂版に収録する「保険業務関係Q & A (質疑応答編)の問題の募集について」

浅井保険部長より4月10日までに提出して欲しい旨の要望

その他

日本臨床整形外科医会の「柔道整復師に関するアンケート調査」についての報告
阪本理事より料金改定についての質問

臨時代議員会開催

広報部

平成14年3月28日(木)午後1時より日整会館において標記会合が開催された。代議員会開催前に、利根田総務部長が2月より5月一杯会館改修中につき、なにかと不便をおかけするがよろしくと述べる。

寺山代議員会議長、松下代議員会副議長が登壇し開会宣言をのべ、代議員の定数93名、本日の出席92名と述べ、本日の代議員会は有効成立と宣言する。

原会長は、挨拶の中で3大スローガンのもと3回目の代議員会となるが、総論賛成、各論反対では問題である、事務局改革は、利根田総務部長と事務長の協力によりスムーズに改革することができた。WHOへの認知は、武見先生の尽力によりほぼ完成した。各位の協力のもと諸問題に取り組んでいきたいと述



原会長あいさつ

べる。

議事録署名人に淵辺吉博(埼玉)、大山時彦(宮崎)両代議員を選任し議事に入る。

(1)平成14年度事業計画(案)について

(2)平成14年度収支予算(案)について

(3)柔整大学積立準備負担金について

(4)IT委員会の設置について

1. 報告事項

ブロック選出理事選出の報告について
大阪問題について

(1)に関しては、利根田総務部長が説明を行い、社団設立50周年事業を、平成15年3月31日(月)に開催。柔整白書第2版の発行。日整学術実技研修会を、学部と生涯学習委員会との合同で10月13日(日)に開催。全日本産業別柔道大会を11月23日(土)、日整全国少年柔道大会、日整全国柔道大会を10月14日(月)に開催。50周年記念特集号の発刊など平成14年度に行なわれるであろう事業計画(案)を述べた。

(2)(3)に関しては、上田経理部長が、概要説明を行い、平成8年6月9日開催された通常総会において年間6,000円の徴収を決定したが、中止、また頓挫の場合という項目があり理事会で徴収しないことに決定したと述べ、IT事業費、50周年

事業費、会館増改築建設費など、平成14年度の収支予算(案)述べた。

(4)に関しては、茂住副会長が、概要説明を行い、IT準備室が発足し、各部署間の調整を行いつつ活動しているが、独自組織として発足するには、代議員会の承認が必要と述べ平成14年度より活動を開始したいため緊急上程したと述べる。

各代議員より、レセプト用紙全国統一、広告規制の緩和、養成校増大、個人契約者団体との協調、日整会員拡大、医療抜本改革など日常業務に関連する諸問題に対して質問が集中し、活発な質疑応答がなされ、各議題とも挙手多数による賛成により、理事者の提案どおり決定した。

報告事項(1)に関しては、近畿ブロック選出理事が山崎晃会員(和歌山)に決定したと報告。(2)に関しては、沢田副会長が、詳細な経過説明を行い、日整と(社)大阪府柔道整復師会が和解の調印をしたと述べた。寺山代議員会議長の閉会宣言をもって、臨時代議員会は終了した。その後、柔整連の評議員会が開催された。



WHO川口雄次所長並びにDr.キーン氏の 柔整施設視察報告

学 術 部

Dr.キーン氏が平成14年3月11日午前11時30分、予定の時間より1時間も早く都柔接会館に来館して、通訳無しで、てんやわんやのスタートから始まりました。

12時30分、川口所長並びにキーン伝統医学担当責任者、通訳、専属カメラマン全員がったところで約30分程度で都柔接会館の機能などについて、並びに本日の予定について説明を行い、川口所長の「現場主義で現場視察からスタートするのが私のやり方」とのお話により勇気付けられて、第1の訪問先、日本柔道整復専門学校を訪問。櫻井康司学校協会会長から学生改革による施設の充実と西洋医学と伝統医学の融合を目的とした教育理念やカリキュラムについて詳しく説明頂くと共に教育施設など（柔道場）の見学。

川口所長から特に整形外科等医療機関に就職する卒業生がかなりの数に及ぶのにも

かわからず、診療報酬での位置づけが決まられていないこと。また、大学卒業生が6～7割に達している現状から学生制度の改革も必要ではないかとの指摘もあった。

次の訪問先、東京医療専門学校では、新たな介護保険制度にも柔道整復師が積極的に対応している姿を見ていただくために、卒業生に対する介護保険の特別授業を見学して頂き、さらに付属臨床施設による教育実施状況、地域住民が患者としての来院状況などを坂本理事長から直接ご説明を頂く。

いちばん頭を痛めたのが、都心という制約の中での接骨院の視察であった。

その点では協力して下さった2名の先生方が視察目的に合致した先生でほっとしたというのが偽らざる心境でありました。

最初の訪問先、虎澤会員の施術所は移転したばかりで、明るくて清潔感一杯で、し



花田学園柔道場で説明される櫻井学校協会会長



東京都会員接骨院にて

かも女性スタッフが多いのが特徴で、見学対象は50代男性の半月板除去手術後の医師の依頼による後療法と、初診から施術の女子柔道選手の下腿骨下端骨折の後療法、腰部捻挫等の体幹に対する柔整手技療法などの実際を、質問を交えて熱心に視察頂きました。

次の訪問先、関口会員は元日整会長鳥居良夫先生の門下生で、名倉の伝統技術を継承しながら新たな柔道整復術ともいべき構造医学にもとづく、手技療法、物理療法を取り入れた斬新的な治療法が好評で、狭い治療室が満員の盛況で、WHO一行も大変驚いておられました。

自然歩行を基本にして、特にウォーター

ベッドを使った患者さんの体重を応用した自重力でソフトな自然整復法などには、慶応医学部卒業の川口所長、WHOの伝統医学の責任者Dr.キーン氏も大変興味を示され、治療に関する専門的な質問から、身分制度、医療の世界での位置付け、医療保険制度、教育制度と学費などあらゆる視点から多くのご質問を頂きました。

Dr.キーン氏は自ら治療を受けながら質問するなど、我々が驚くほどの熱心な視察ぶりでありました。

川口所長には、柔整施術の実際をご覧いただき、柔整が西洋医学の足りない部分を十分補って、地域で活動している息吹を十分伝えることができたと確信しております。

第10回柔道整復師試験結果報告

平成14年3月28日(木)午後2時発表

受験者数	合格者数	合格率
1,439名	1,128名	78.4%

合格基準.....配点を1問1点、合計199点満点とし、120点以上を合格とする。

総得点 120点以上 / 199点

財団法人 柔道整復研修試験財団

「顧問医からの提言」

都柔接学術顧問 青木虎吉先生に聞く

東京ブロック 岡村 義晃

岡村広報部長：都柔接診療所が終わってからの大変お疲れのところ、広報部にお時間をいただき誠にありがとうございます。

都柔接顧問，診療所所長，医師という，それぞれのお立場からお話を頂ければと思います。

インタビュアー：最近，柔道整復師の骨折や脱臼の取り扱いが急激に減少しておりますが，都柔接診療所ではどのような負傷部位の傾向にあるのかお聞かせいただけますでしょうか。

青木先生：他の診療所との比較はしていませんが，特に骨折が多いとか，脱臼が多いとかは感じません。もっとも最近の傾向として，交通事故に関する診療が増えているように思います。交通事故による頸部の捻挫，打撲といった外傷（骨折も含めて）が多いようです。これも時代的な背景かもしれませんね。

その他は，スポーツ時における怪我や転倒事故での負傷，中には労災も含まれます。

インタビュアー：負傷部位の傾向というのはあるのでしょうか？

青木先生：特に統計をとってはいませんが，部位的な傾向というのではないと思います。

インタビュアー：最近の都柔接診療所内の治療の中で，特に珍しい症例や，柔道整復師が気を付けなければならないと思われた症例はありますか？

青木先生：そうですね。最近診たものでは，

子供の脛骨の疲労骨折がありました。この子はサッカー少年で，初めに診た医師は打撲と診断したということですが，その後，整形の先生が診て疲労骨折であると診断されたというのです。

湿布をしておきなさい程度の治療内容だったらしく，親御さんは心配され，都柔接会員の接骨院へ来院し，都柔接診療所に来られたという経緯です。

本人はあまり痛がらず歩いて診療に来たのですが，レントゲン写真では，骨折部分の骨吸収が起こって，かなり骨折線は広がってる状態で驚きました。なぜ，こうなったかと思うほど大変重度なものでした。しかし，患者さんは，サッカーをしていて少々痛い程度なので我慢していたということです。

こちらの手当としては，キプスを巻いて固定を致しましたが，私自身長い間医療に携わって来ましたが，このような疲労骨折は初めての経験でした。

インタビュアー：この症例は，普通の疲労骨折ではなく，かなり離開はしているが症状が軽かったということでしょうか？

青木先生：疲労骨折に違いないのですが，症状が軽く，骨吸収が進んでいたということです。その後の様子を今日診たのですが，なんとか骨がついてはきましたが，外側の3分の2はついているものの内側の3分の1の部分はまだ，隙間が残っている状態でした。

臨床的には痛みの少ないこのような症例は

青木虎吉先生プロフィール

現職 順天堂大学名誉教授

学歴

昭和24年卒 東京大学医学部医学科

昭和25年 医師免許取得

職歴

昭和26年6月 東京大学文部教官助手（医学部整形外科）

昭和33年2月 東京大学文部教官整形外科外来医長講師

昭和33年12月 横浜市立大学講師（医学部整形外科）

昭和34年10月 順天堂大学助教授（医学部整形外科）

昭和42年8月 順天堂大学教授（同上）

平成3年3月 順天堂大学 定年退職

平成3年4月 順天堂大学 名誉教授



専門領域 整形外科

所属学会・研究会及びその他の活動

日本整形外科学会名誉会員，日本人工関節学会名誉会員，

関東整形災害外科学会名誉会員，

日本手の外科学会特別会員，

日本リウマチ学会評議員

認定医の資格 日本整形外科学会認定医

主な著書

整形外科ムック16，開放骨折・脱臼骨折を重点に（編集 金原出版）

あすへの整形外科展望（編集 金原出版）

図説臨床整形外科講座（編集 メジカルビュー社）

図説腰痛の治し方（編著 主婦の友社）

名医が教える（共著 講談社）

見落とす可能性が多いのではないかと思います。

その他で、珍しい症例と言えば、手の舟状骨の骨折がありました。この患者さんは運送会社で働いている30歳代の方でした。手をついて怪我をし、舟状骨骨折の疑いがあるということで連れてこられました。

診てみるとその通り、確かに骨折していました。皆さんご存知の通りこの部分の骨折はつきにくい所です。しかし、ずれていないので保存療法で経過を診ることにしました。

1ヶ月後の診療で、骨折部の写真を見るとずれは認められず、骨折線に骨の硬化が起っていました。今後これが治癒に向かうかどうかですが、患者さんは痛みがとれているので、仕事を休んでいるわけにもいかないとのことで、仕事を始めました。

ところが、間もなく同じところを怪我をしてしまい、今度はずれがでて、あきらめて手術をすることにしました。手術をしたところ、悪いことに感染して化膿してしまい、やむを得ず釘を入れて留めてあるのをはずして感染がおさまったのですが、骨の方はつかなくなっていました。

感染したところをもう一度手術して再感染しても良くないので、このまま様子を見るこ

とにしました。患者さんは痛みがあまりないようなので、仕事を再開されました。

その後の経過を見ましたが、一年後に骨折部は完全な偽関節になっていますが、本人は痛みはなく、手の動きも健側と比べるとやや悪い程度で、日常生活には問題がないようでした。最近の珍しい症例としてはこの2例が印象的でしたね。

インタビュアー：近年の診療所の利用状況はどのようでしょうか？

青木先生：開院以来徐々に利用者は増えていますが、利用する先生方は決まってくるようです。地域的には、あまり遠方の患者さんは来られませんが、大体、山手線周辺23区内の方でしょうかね。

インタビュアー：患者さんを独りで送る時の注意点があればお聞かせ下さい。

青木先生：始めに電話予約を入れて下さい。都合により土曜日がお休みの時がありますし、確認のためにもご連絡を頂きたいのです。

インタビュアー：受傷の状況などの紹介状は必要ですか？

青木先生：簡単でよいので書いて持たせて下されば分かりやすいです。診療所にはチェック形式の診療録というものがあります。その

コピーでもいいので、これに必要な事項、負傷日時、受傷機転、などの記入事項、また、診療にあたっての要望なども記載していただくと大変能率的だと思います。全てにおいて、会員の方が利用・活用しやすい方法を取っておりますのでぜひ活用して下さい。

また、特にお願いしたいことは、負傷時から受診時までの経過を書いていただきたいのです。例えば、どのような手当をしたのか、医師にかかったのなら、どの科目にかかったのかなどです。

インタビュアー：都柔接診療所開設当時の苦労話しは何かありますか？

青木先生：私は、都柔接診療所の開設に際し、特に何の苦労もありませんでした。当時の会長や学術部長が苦労されたのではないでしょ

うか？レントゲンの撮影などは、技師免許を持った会員の方が来られるということなので、そのことも含め特に苦労したことはありませんし、現在の勤務形態においても苦労は感じておりません。

インタビュアー：先生の場合、日々のお仕事をして毎週土曜日は都柔接診療所に来ることが生活のリズムになっているということですか？

青木先生：そうですね。都柔接診療所へ来るとも既に私の生活リズムに入っております。しかし、土曜日が学会や研究会にぶつかることが多くなっているため、曜日の変更をしてもらうことが、ときどきあります。この点は申し訳ないと思っています。

インタビュアー：診療所の将来について何かお考えはお持ちですか？

青木先生：そうですね。私は特にどうしたいということはないのですが、都柔接側で診療所を、今後このようにしたいという事があれば、できる限りお手伝いをしたいと思っています。

インタビュアー：柔道整復師に接する機会が多い先生に、柔道整復師に対し何か助言を頂ければお願いいたします。

青木先生：日常の業務の中で患者さんに接する心構えとして、患者さんが困っていることを、患者さんの気持ちを汲んで、自分の持っている技術で全力で治療することが基本だと思います。幸い、診療所で接する柔道整復師の先生方は、ほとんどがこの心構えで接していると思います。医師でもそうです

診療依頼書・診療録

No.		受付	年	月	日
患者氏名	フリガナ 氏名	性別	年齢	科	受付番号
住所	フリガナ 住所	紹介書名	用紙文部	支那	
経過・検査名					
【検査日】 年 月 日		【検査日】 年 月 日			
【検査所見】		【検査所見】			
【経過概要・現症状・特記事項】					
<small> 特記を記入の上、お持ち下さるお薬を本人に持参させても結構です。 ご希望事項に口をお付けください。 1. X線撮影と診断を希望 2. 治療上の指示、助言 3. 整復器具を希望 4. 患者に説明を希望 5. 診断書発行を希望 6. 同意書・処方書を希望 7. X線のコピーを希望 8. その他 </small>					
診療所長所見と結果			診療所受付日		
1. 説明書発行			2. 治療録		
3. 同意書発行			4. 転送		
5. 紹介状持参					

が、多くの医療人の中にはそうでない方もいらっしゃるようです。というのは儲け仕事として、医療をお考えの方も中にはいらっしゃるようです。医療は他の業種と違い、儲けることが第一主義であってはいけません。

もう一つは、免許を取れば何でもできるかということで、免許上は可能なことかもしれませんが、免許を取ったからといって全て治せるわけではありません。ですからできるだけ知識を多くし、技術を高める努力をすることが必要なことだと思います。また、そうした努力が何かの時に役に立ち、患者さんに喜ばれることに繋がるのだと思います。

インタビューア：柔道整復師が施術するにあたって、してはいけないこと、また、危険なことは何かありますか？

青木先生：交通事故などでは、患者さんが被害者の場合は、かなり気を付けて治療にあたって下さい。それは、怪我をさせられたと言う意識が働いて、体の具合が悪い所全てが事故のせいであるという考えになってしまう危険があります。

もともと具合の悪いところがあったとしても、それを確認していないと無闇に治療を長引かせることにもなりかねないので、最初にX線写真を取るなどして、事故前に何も異常がなかったか、あったかを確認しておいた方



がよろしいかと思います。そうしておけば対応もしやすくなると思います。

医接連携がうまく行っていれば、医師に診断してもらい、自分も患者さんの状況をよく把握して治療できれば、トラブルに巻き込まれにくいのではないかとと思うのです。

インタビューア：青木先生から見て柔道整復師の人間性はどのように映っていますか？

青木先生：今まで接した方は皆良い人でした。これは、柔道を通して精神修行をした人達なので、非常に礼儀正しく、信義を重んじるというような、人の道に反しない精神を皆さん心得ているようです。

これから出てくる人達が皆そうなのか、気になりますが、柔道整復師として年数が経つうちに、このことが備わってくるのかもしれませんがね。このような点において、柔道整復師の方は他の職種の方に比べると素晴らしい方が多い。私も気持ち良くお手伝いをさせていただいています。

インタビューア：先生は、柔道整復師は今後どのような方向にもてる力を発揮できると思いますか？

青木先生：柔道整復師の先生方のところへ患者さんが今来ているのは、先輩方が捻挫・脱臼・骨折といったものを上手に治していたと

いう実績があるからこそ、患者さんは柔道整復師のところへ行って治してもらおうという意識が働くのだと思います。

昔は現在の状況と異なり、医師が少なく手がまわらなかった部分を、皆さんの先輩方が補っていたという背景がありました。

医師であるからといっても、外傷についての治療を皆うまくできるとは限らないのです。そうすると、あの医者にかかったけれど、うまく治らなかったという話があり、またこっちの柔道整復師にかかったらうまく治ったという話もあります。そうすると自分が怪我をした時に、どっちに行こうかということになったら、実際に治せる柔道整復師の方に行こう、ということであつたろうと思うのです。

柔道整復師の先輩方は、患者さんにそれだけの選択をさせるまでの治療をしていたということなのでしょうから、それに負けないように頑張ることがまずは大事なことでないでしょうか。

反対に、こちらの柔道整復師に行ったら上手くなかったということがあり、こちらの医者に行ったらちゃんと治ったということを知ると、患者さんは一つしかない体をどちらで治してもらおうかということになりますね。ですから、今得られている信頼も努力いかんで逆転する可能性もある訳です。柔道整復師はいかに手術しないで治すかが大前提ですから、保存的にどこまでうまく治せるか、ということが問題ではないでしょうか。

ところが全部が全部そうは行かないので、手術もやむを得ないときもあるという見極めを身に付け、無血か、観血かの的確な判断ができるような勉強をしていけば良いと思うのです。

インタビュアー：自分たちの立場を踏まえて保存療法の限界を知る上で、レントゲンなどの検査機器の使用は不可欠ではないかと思われるのですが、それについてはどのように思われますか？

青木先生：不可欠な場合は医師との連携をよくして写真を撮ってもらえば良いのではないのでしょうか？

インタビュアー：医師の立場である青木先生は、柔道整復師が乱立してくる現状をどのように見られていますか？

青木先生：私としては、医者もこれから余る状況であるのに、何でそんなに柔道整復師を増やすのか理解に苦しみます。学校を作ることを辞めさせることができないのですから仕方がありませんが。

インタビュアー：一般的な考えとして、柔道整復師が増えれば整形外科との軋轢も増すのではないかと危惧いたしますが、先生はいかがお考えでしょうか？

青木先生：柔道整復師業界でも、柔道整復師を増やすことが理解できないでしょうが、なぜこのような状況になったのでしょうか。私も柔道整復師の国家試験のことに少し係わっているので試験のことも考えなければならぬと考えています。

このような状況から柔道整復師がたとえ増えて、過当競争の激化が予想されても、基本的には、自分自身の治療人としての信念を持ち、的確な技術の提供ができれば、過当競争に負けるという結果にはならないように思います。

とにかく、このような時代には自己研鑽が最も大切なことで、都柔接の会員の皆様にはこの点を怠りなきようお願い下さい。

岡村広報部長：お忙しいところお時間を頂きまして誠にありがとうございました。

柔整実施計画策定協議会

平成13年度活動の総括

1. 13年度活動の経過

- 13. 6. 29(金) 新メンバー委嘱を受け第1回開催
- 13. 7. 18(水) 第2回開催
- 13. 8. 29(水) 第3回開催
- 13. 11. 8(木) 第4回開催
- 13. 12. 20(木) 第5回開催
- 14. 1. 30(水) 第6回開催
- 14. 2. 7(木) 山口座長 原会長に建議書の提出
- 14. 3. 20(水) 第7回開催

2. 活動の内容

本協議会は、日整会長の私的諮問機関として、社団の頭脳的集団としての位置づけで、社団を中心とした業界の長期的かつ重要な事項について議論を行う会であるとされた。

13年度新メンバーによりスタートした協議会は、従来の2年間の活動状況、従前の討議の主テーマとの関連を考慮したが、新規に白紙の立場で協議検討を開始することとした。

業界をとりまく環境（政府の構造改革、電子政府への指向、柔整師養成校の急増、医療保険財政の悪化、健保法老人医療改正問題、景気の後退悪化、ITの進歩とITと日常業務のかかわりの増大等々）の急激な変化、山積する諸問題に日整が的確に対応していくために求められているものは何か、今後どうあるべきかをメインテーマに討議を重ねた。

また、協議会では、討議すべきテーマについては、極力会議開催をへらし、レポートの提出を中心にして、各委員の意見の要点すり

あわせを行い、これを取りまとめる場合にのみ会議を開催することとし、1年間の活動を行ってきた。

討議を重ねた主要テーマ

- * 日整組織機構の見直しについて
- * 国立大学に柔整学講座開設について
- * 柔整業界の連合体組織化について
（協同組合で保険請求代行業務を行うことの問題点の討議を含む）
- * 施術所のひとり法人化方策について

なお、日整会長からの具体的な諮問がなされず時が過ぎたため、1年間の協議会の討議の結果をとりまとめ、山口座長から原日整会長に建議書の形で、提言具申した。

建議書

- ア 日整組織機構の見直しについて【緊急提言】
 - イ 施術所の法人化について
 - ウ 柔道整復学寄付講座について
 - エ 柔整業界の連合体組織化について
- 以上の通り総括し、報告する。

平成14年3月20日

柔整実施計画策定協議会

座長	山口 綱 孝
理事委員	小合 洋 一
委員	宇佐美 昌 行
委員	洞 口 直
委員	櫻 井 弘
委員	西 村 政 重
委員	関 弘 美
委員	石 田 眞 義
委員	大 山 時 彦

全国会長会(税務講習会)報告

税務委員会

税務実態調査については、毎年同様の趣旨で調査、回収をさせていただいております。

平成13年度の税務調査については、平成12年分年収500万円以上1500万円までの会員を30人に1人の割合で無作為抽出とし、協力をお願いいたしました。

平成13年5月末会員数14,987名に対し、調査数は498名。回収数は358名、71.9%となっております。ただし、集計用としますのは、調査依頼に該当し、集計業務に達しているものとする結果、270件(歩留率75.4%)となりました。

また、申告調査について青色申告率は89.7%、白色申告率は10.3%となっており、年々、青色申告者が増加している結果がでていきます。(図表1)を参照)

会員個々の申告別平均値(モデル)をみますと(以下、青色申告者モデル)、平均年齢

47歳、研修期間は5年2か月、業歴17年、施術室の広さは16.5m²を有し、整備投資額は629万円。

施術内容ですが、有資格従業員は5施術所に1名、無資格者のおおむねは全施術所に受付事務などの仕事に従事され、実働時間は8時間半、延べ患者数は31名。収入は1050万円になっています。(図表2を参照)

また、実績調査として、各年代ごとに無作為抽出し、モデルケースと実績数値比較(図表3を参照)を行いました。

なお、比較調査の結果、青色申告特別控除については、それぞれに差異が現れ、興味深い結果となっております。この青色申告特別控除については日整広報143号「税務レポート」に掲載しています。ご覧下さい。

以上、簡略に「個人税務調査」の報告とさせていただきます。

図表1 税務実態調査回収率並びに申告率

	会員数	対象者数	回答数	回収率	青色申告	白色申告
平成10年分調査	14,659	488	366	75.0%	81.6%	18.4%
平成11年分調査	14,807	491	347	70.7%	87.9%	12.1%
平成12年分調査	14,987	498	358	71.9%	89.7%	10.3%

図表2 平成12年度分税務実態調査・申告別平均値(モデル)

	青色申告者			白色申告者		
年 齢	47歳	20歳代	0.4%	53歳	20歳代	
		30歳代	24.1%		30歳代	12.0%
		40歳代	37.6%		40歳代	28.0%
		50歳代	25.7%		50歳代	32.0%
		60歳代	11.0%		60歳代	24.0%
		70歳代	1.2%		70歳代	4.0%
扶養家族	2.5人	0~7人		2.4人	0~6人	
研修期間	5年2か月	0~32年0月		4年7か月	0~18年0月	
業 歴	17年	2~45年		19年	8~38年	
他 職	19.20%	47施術所 / 245件中		20.0%	5施術所 / 25件中	
敷地・建物	自己所有：敷地73.5%・建物79.2%			自己所有：敷地92%・建物84%		
駐 車 場	自己：70%4.5台・借地：46%3.4台			自己：67%3.5台・借地：36%0.8台		
施 術 室 広	16.5m ² 以内		8.0%	16.5m ² 以内		4.0%
	16.5m ² ~33m ²		45.2%	16.5m ² ~33m ²		44.0%
	33.0m ² 以上		46.2%	33.0m ² 以上		52.0%
設 備 投 資	629万円	45~3,000万円		637万円	70~2,500万円	
		500万円未満	49.4%		500万円未満	64.0%
		500万円以上	50.6%		500万円以上	36.0%
有資格者	19.2%	47施術所 / 245件中		16.0%	4施術所 / 25件中	
従 業 員	103.7%	179施術所 / 245件中		64.0%	11施術所 / 25件中	
実働時間	8.5時間			7.4時間		
患 者 数	30.8人			25.9人		
収入金額	10,357千円			8,899千円		
借 入 金	8,848千円			4,488千円		
申 告 方 法	税理士に依頼		31.8%	税理士に依頼		4.0%
	申告時に税理士に		34.7%	申告時に税理士に		32.0%
	税務ソフトで処理		16.7%	税務ソフトで処理		4.0%
	自分で処理、申告		33.1%	自分で処理、申告		64.0%
税 務 調 査	9施術所で(3.8%) / 245件中			ナシ		

図表3 平成12年度分実績数値

	30歳代	40歳代	50歳代	モデル(47歳)
扶養家族	3人	3人	0人	2.5人
研修期間	4年	2年2か月	1年2か月	5年2か月
開業歴	12年	16年	30年	17年
他職		はり灸業		19.20%
敷地・建物	自己所有	敷地：自己 建物：借家	自己所有	自己所有 75%
施術所広さ	16.5～33m ²	33m ² 以上	16.5～33m ²	16.5%以上 92%
駐車場	3台	0台	5台	自己所有 70%
設備投資額	500万円	500万円	600万円	629万円
授業員	無資格者1人	無資格者2人	無資格者1人	ナシ
施術時間	9時間	9時間	9時間	8.5時間
患者数	30名	35名	35名	31名
税務処理	税理士依頼	申告時に税理士依頼	税理士依頼	税理士関与65%
借入金	0	100	0	885万円

(単位：円)

収入金額	10,244,806	13,165,897	11,229,315	10,357,000
前年比	1,226,084	514,791	2,222,478	240,000

科目	率	費用	率	費用	率	費用	率	費用
仕入	0.1%	9,450	3.6%	478,119	2.5%	285,369	4.1%	425,000
租税公課	0.6%	61,600	0.1%	8,800	3.2%	356,700	1.9%	197,000
広告宣伝費	0%	0	0.4%	47,000	0.8%	95,300	0.8%	83,000
接待交際費	3.5%	361,368	3.7%	481,572	2.2%	245,373	3.3%	342,000
減価償却費	9.9%	1,013,214	4.8%	634,607	2.3%	254,556	7.5%	777,000
福利厚生費	0%	0	1.7%	224,620	2.1%	241,279	0.8%	83,000
給料賃金	4.3%	435,600	12.4%	1,637,510	5.4%	603,900	7.6%	787,000
理事割引料	0%	0	0%	0	0%	0	1.7%	176,000
地代家賃	0%	0	14.5%	1,908,000	0%	0	3.8%	394,000
諸会費	3.6%	418,659	3.5%	475,339	1.2%	129,800	2.4%	249,000
リース料	0%	0	2.9%	387,144	0%	0	3.3%	342,000
他経費	17.7%	1,757,747	5.1%	675,093	14.8%	1,658,409	13.7%	1,419,000
専従者控除	23.4%	2,400,000	15.6%	2,050,000	24.9%	2,800,000	14.0%	1,445,000
経費計	63.1%	6,457,638	68.3%	9,007,804	59.4%	6,670,686	64.9%	6,721,000

(単位：円)

青色申告特別控除	100,000	550,000	450,000	550,000
----------	---------	---------	---------	---------

(単位：円)

所得金額	3,680,678	3,324,122	4,110,729	3,086,000
------	-----------	-----------	-----------	-----------

*)貸倒引当金控除あり

(社)日本柔道整復師会IT委員会規定

(平成14年3月28日臨時代議員会決定)

第1章 名称及び目的

- 第1条 本委員会は、(社)日本柔道整復師会IT委員会(以下IT委員会という。)と称する。
- 第2条 IT委員会はITに関する諸問題を研究し、会員相互の発展のため、適切なる対応をはかることを目的とする。
- 第3条 IT委員会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。
- 1 インターネットの活用。
 - 2 ペーパーレス化への対応。
 - 3 電子政府の推進に対応するための活動。
 - 4 日整各部および地方社団のIT化推進に係わる活動。
 - 5 多角的な情報収集活動による危機管理対応策の検討。
 - 6 その他、目的達成のための必要な事項。

第2章 構成及び運営

- 第4条 IT委員会の構成は次のとおりとする。
- | | |
|-------------|-----|
| 1 委員長 | 1 名 |
| 2 副委員長 | 1 名 |
| 3 委員 | 若干名 |
| 4 顧問(学識経験者) | 若干名 |
| 5 事務局担当者 | 若干名 |
- 第5条 委員及び顧問は理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。
- 第6条 委員の任期は、これを委嘱した会長の在任期間とする。但し再任を妨げない。
- 第7条 委員長、副委員長は会長が指名する
- 第8条 委員長はIT委員会を代表し、委員会を統括し議長となる。
- 第9条 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときは、その職務を代行する。
- 第10条 IT委員会は必要に応じ会長の承認を得て委員長がこれを召集する。
- 第11条 IT委員会の議事は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数の同意を得て決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 2 会議は通常会議及び電子会議とする。
- 第12条 委員長は必要に応じて会長の承認を得て、委員以外の者に対して委員会に出席を求め、意見を聞くことができる。

附 則

本規定は平成14年4月1日より施行する。

柔道整復師養成施設定員一覽表 (平成13年4月1日現在)

学校協会加盟正会員校

整理番号	区 分	都道府県	設立年月	13.4.1				正会員校 ²³ 入会再調査校 ¹ 正入会校以外 ⁹ 計 ³³		
				新設8校		増員校1校		昼間	夜間	計
	昼間・夜間等	-	-	昼間	夜間	昼間	夜間			
1	(社)北海道柔道整復師会 附属北海道柔道整復専門学校	北海道	昭和31.7	-	-	30	-	30	30	60
2	学校法人 東北柔専 仙台接骨医療専門学校	宮城県	" 27.3	-	-	-	-	60	30	90
3	財団法人 赤門学志院 赤門鍼灸柔整専門学校	"	" 22.4	-	-	-	-	60	30	90
4	学校法人 花田学園 日本柔道整復専門学校	東京都	" 31.4	-	-	-	-	60	60	120
5	学校法人 杏文学園 東京柔道整復専門学校	"	" 27.4	-	-	-	-	-	60	60
6	学校法人 呉竹学園 東京医療専門学校	"	" 29.4	-	-	-	-	90	30	120
7	学校法人 大東文化学園 大東医学技術専門学校	"	" 31.4	-	-	-	-	-	60	60
8	学校法人 沖永学園 帝京医学技術専門学校	"	" 42.4	-	-	-	-	-	60	60
9	学校法人 日本体育会 日体柔整専門学校	"	" 48.3	-	-	-	-	-	60	60
10	学校法人 木島学園 北信越柔整専門学校	石川県	" 46.12	-	-	-	-	30	30	60
11	学校法人 米田学園 米田柔整専門学校	愛知県	" 36.11	-	-	-	-	60	60	120
12	学校法人 関西医療学園 関西医療学園専門学校	大阪府	" 32.5	-	-	-	-	60	60	120
13	学校法人 行岡保健衛生学園 行岡整復専門学校	"	" 23.4	-	-	-	-	60	60	120
14	学校法人 明治東洋医学院 明治東洋医学院専門学校	"	" 33.2	-	-	-	-	60	60	120
15	学校法人 福岡柔道整復専門学校	福岡県	平成11.4	-	-	-	-	60	60	120
16	学校法人 了徳寺学園 両国柔整鍼灸専門学校	東京都	" 12.4	-	-	-	-	60	60	120
17	学校法人 日本医科学総合学院 朋友柔道整復専門学校	"	" 12.4	-	-	-	-	60	60	120
18	学校法人 葛谷学園 中和医療専門学校	愛知県	" 12.4	-	-	-	-	-	60	60
19	学校法人 城見会 アム柔道整復師養成学院	大阪府	" 12.4	-	-	-	-	60	60	120
20	学校法人 平成医療学園 平成医療学園専門学校	"	" 12.4	-	-	-	-	60	60	120

21	学校法人 宮ノ森学園 宮ノ森医療学園専門学校	大阪府	平成12.4	-	-	-	-	60	60	120
22	財団法人 大麻学園 四国医療専門学校	香川県	" 12.4	-	-	-	-	60	30	90
23	学校法人 ルネス学園 甲賀健康医療専門学校	滋賀県	" 12.4	-	-	-	-	30	-	30
		計		-	-	30	-	1020	1140	2160
正会員校 23校(A)		合計		-		30		2160		
		昼間 会員校 夜間 累計		1020 1140		23校 2160				

柔道整復師養成施設定員一覧表(平成13年4月1日現在)

加盟校以外の学校

整理番号	区 分	都道府県	設立年月	13.4.1				合計		
				新設校		増員校		昼間	夜間	計
				昼間	夜間	昼間	夜間			
	養成施設数(新設・増員校等)	-	-	-		-				
	昼間・夜間等	-	-	-		-				
24	学校法人 福寿会 福島柔道整復専門学校	福島県	平成12.4	-	-	-	-	30	30	60
25	大竹総合科学専門学校	広島県	" 12.4	-	-	-	-	30	-	30
26	学校法人 国際科学技術学院 I S T 専門学校	群馬県	" 13.4	30	-	-	-	30	-	30
27	学校法人 中央医療学園 中央医療学園専門学校	東京都	" 13.4	30	30	-	-	30	30	60
28	学校法人 慈恵学園 東京スポーツレクリエーション専門学校	"	" 13.4	60	60	-	-	60	60	120
29	学校法人 村上学園 日本健康ビジネス専門学校	"	平成13.4	30	30	-	-	30	30	60
30	学校法人 森島学園 専門学校浜松医療学院	静岡県	" 13.4	30	-	-	-	30	-	30
31	大阪府柔道整復師協会 附属柔整学院	大阪府	" 13.4	60	60	-	-	60	60	120
32	学校法人 朝日専修学園 朝日医療技術専門学校	岡山県	" 13.4	60	30	-	-	60	30	90
33	学校法人 I G L 学園 I G L 医療専門学校	広島県	" 13.4	60	-	-	-	60	-	60
		計		360	210	-	-	420	240	660
会員校以外の学校(B)		合計		570		-		660		
		昼間 会員校 夜間 累計		420 240		10校 660				
累計 学校数 (A) + (B) 定員総数				1440名 1380名		33校 2820名		1440	1380	2820

トピック

明治鍼灸大学医療技術短期大学に 柔道整復学科が創設される

— 開学記念式典・記念講演及び祝賀会開催 —

広報部

平成14年4月21日(日)午前11時・京都ホテルオークラ4階・暁雲の間において、官公庁・地元議員・大学関係者及び全国より多数のご来賓が参加し、盛大に式典が開催された。

開式の辞に始まり、次いで開設までの経過を詳しく報告された。4年制大学申請の1次審査はパスし、2次審査で2年連続却下され、方向転換を余儀なくされ、3年制短期大学に再申請し、やっと認可されたのである。その間の苦勞は、辛酸をなめ容易ではなかったようである。

谷口和久理事長の挨拶、そして来賓祝辞・祝電披露・閉式となる。

記念講演に入り、演題「柔道整復師と医療」その歴史と今後の展望について、信原病院院長 信原克哉先生が講演された。

その内容は、東洋・西洋医学の原点で

ある原始時代に始まり整復法の違いこそあれ、その進化過程に差異が生じ、機械的整復から科学的に進歩していく医学と、体験的につばを利した治療、そして固定法にも副木による局部固定の違いなど、興味深く話された。また、医学と医療について医学的研究と患者の心にふれる癒しの治療が必要と強調された。

午後12時45分より祝賀会に入り、珍しい記念演奏・中国音楽のしらべに感動し、開宴となる。栗山欣弥学長の挨拶にはじまり、来賓祝辞そして鏡開き、乾杯、歓談に入り旧交を温め、宴たけなわの内に閉宴となる。

念願の4年制大学は挫折したが、短期大学の誕生で柔道整復術が、21世紀の医療として認められる第1歩であり、将来社会に貢献できる人材の輩出は、やがて実を結び夢が叶えられるであろう。



「予防整復」- 柔整師の新しい展望

(社)石川県柔道整復師会

広報部長 川上 利昭

『百年の計 繁栄を求めて』を第1回より興味深く読ませていただいた。諸兄の深い洞察やすばらしい文章にただ感服するばかりでしたが、今回私とその原稿を書く立場になろうとは思ってもみないことであった。福井県の糀谷先輩の巧みな話術に乗せられて。安易に原稿依頼を引き受けたことを後悔しながら、今さら逃げ出すわけにもいかないので、日頃の思いも合わせて、思いつくままに書いてみたい。

*

このテーマには二つのキーワードがある。一つは「百年」であり、もう一つは「繁栄」である。

「百年」とは、いうまでもなく時間の観念を表している。一口に「百年」といっても、いざその長さを考えようとすると、簡単に想像ができるものではない。百年後には自分自身が存在しないことはいうまでもない。今地球上に生きている生物のどれほどが存在し続けているであろうか。今存在する人間にはほとんど直接関わりのない時の問題を“今”考えようとしているわけである。

にもかかわらず「百年の計」を考えずにおれないのは、百年後の心配というよりも、むしろ「現在」にすでに不安があることの裏返しであるように思われる。しかも自分達の中から出てくる不安というよりも、患者をはじめとする社会との関係の希薄さに起因するのではないか。

今、現に柔道整復という医療界が存在しているということは、それに対する需要があるからである。しかし、今後このまま存在し続けられるかどうかとなると、誰も確実なことはわからない。「百年」という時間の長さには、その不透明さに対する私たちの現在の不安が現れているように思われてならない。

*

その時間の長さを少し実感の伴うものとして考えるために、逆に百年前に目を転じてみたい。

かつて、世の片隅で庶民の中に自らもその一人として暮らしながら、周りの人達の肉体的な苦しみを聞き、十分な知識や設備もない中で、時間をかけて手当をし、わずかな謝礼を受け生活を営んでいた。そうした素朴な治療を施すことによって肉体的・精神的な安定感を与える存在であったのではないか。それは治療というよりもむしろ文字通り「手当」という言葉が相応しいかもしれない。

しかし私はいわゆる「ほねつぎ」のこの部分は「宝」だったのかもしれないと思う。少なくとも、中世において広く行われた迷信や根拠のない施術に比すれば、果たしてきた役割は決して小さくないと思う。

私がこのようなことを考えるようになったきっかけがある。

ある集まりの中で、ある人が「先日、病院に行ったところ、先生はレントゲン写真と検査結果を見ながら、患部にふれる事もなく、

一度も目も合わさずに「なんともないですよ」と言っただけだった。まるで私の首の痛みは気のせいだと言わんばかりだった。この先生は特別かもしれないけど、医者も変わったもんだ。」

耳が痛かった。そして、別の人の次の言葉がさらに追い討ちをかけた。

「病人も見ないで、検査結果とお金が気になるんでしょ」と。

*

この百年の柔道整復の進歩と繁栄には目を見はるものがある。今日の私たちの業界の姿を誰が予想できたであろうか。その足跡は奇跡といってもいい過ぎではない。

さまざまな要因が考えられる。中でも特筆すべきは健康保険の適用であろう。

これによって、柔道整復師の社会的認知あるいは患者の信頼感が大幅に向上したことである。これは私達の先輩の並々ならぬ努力の賜物である。もし今日もなお健康保険の適用外となっていたならば、今日ほどの社会的地位や経済的安定を実現できていたであろうか。

経済的な安定は、設備の充実、技術の向上となって現れ、ひいてはそれが患者にも還元されていくことになる。少なくともこれまでの百年間は、日本の経済発展とそれと並行して進んできた社会保障の充実によって、柔道整復師の地位は飛躍的に向上してきたといってもいい。

しかし、今後百年間、それが同じように約束されているわけではない。なぜなら、柔道整復に代替し得る技術や施術が少なくない今日、私達の立場は特権的でも独占的でもないからである。

今なぜ私達が「百年の計」「繁栄」を口にしなければならなくなってきたのか。それはまさに次の百年が約束されたものではないという点にこそ問題がひそんでいると言わな



(写真は筆者)

ればならない。

そのことを思うとき、私はいたずらに百年後を展望するばかりではなく、むしろ百年前の姿にも、もっと学ぶべきことが多くあったように思われてならない。

先の百年が大きな変化をもたらしたように、次の百年もまたより以上に多くのことを変えてしまうに違いない。その変化を自らの向上によって主体的に生み出していく努力が必要であることはいうまでもない。

しかしながら、時の流れによって変わらない部分があることもまた真実ではないか。柔道整復師の原点を見失うならば、私達は先輩たちが築きあげた百年を台無しにしてしまうことになってしまうかもしれない。

*

次にもう一つのキーワード「繁栄」について考えてみたい。

先に紹介した病院での出来事は「医の算術」化を批判するものであろう。

この小文のテーマとして与えられた「繁栄」という言葉の裏側には、もしかしたら「業界の繁盛」という意識が潜んではいないだろうか。もしそうだとするならば、この人の批判に対して何と応じることができるだろうか。

私の住む石川県は、昔から浄土真宗が盛んな土地柄で、その中興の祖と言われる蓮如という人の語録に次のような言葉がある。

一宗の繁昌（はんじょう）と申すは、人の多くあつまり、威の大なる事にてはなく候う。一人なりとも、人の、信を取るが、一宗の繁昌に候う。

まったく畑違いの人の言葉であるが、「繁盛」「繁栄」ということを考える上で示唆に富む言葉ではないかと思う。

ただ人が集まることをもってよしとするのではなく、たった一人でも本当の信心、すなわち本来の目的を達成するものが現れることをもって「繁昌」というべきであるという意味であるかと思う。

私達の仕事を考えてみると、私達の仕事が「繁昌」するということは、どういうことであろうか。それはケガ人や身体の不具合を訴える人が多いということである。

これは世の中には「繁盛」が必ずしも人間の幸福を意味しない職業がある。葬式坊主、警察、弁護士、医者等、いわゆる人の不幸やトラブルを前提にして成り立つ職業である。このような職業が「ひま」であればあるほど、世の中は平和で、人々は幸せだということである。

柔道整復師は六年後には、その数は現在の二倍余りに達すると言われている。それに反して日本の人口は今後減少する傾向にある。いわゆる需要と供給のバランスは今のままというわけにはいかない。

そうした中で同業者同士が競い合うことが予想され、共にご繁盛ということは望むべくもない。では、人々に骨折、捻挫、腰痛、膝痛等が多発することを待ち望むのか。

人間が生き物である以上ケガや病気はつきものである。だから、私達の仕事がまったく必要がなくなることはないだろう。むしろ、今後ますます高齢化が進む日本の現状を考えれば、その需要は増えることはあっても減ることはあるまい。

そこで肝に銘じておかなければならないことは、私達の仕事は、人が多く集まるという意味での「繁盛」を待ち望んではならないという自己矛盾をはらむ仕事だということである。

ケガや身体の不調という、本来あってはならない不都合が生じた際に、なるべく早く良好なる回復をはかることによって、その人が快適な生活を取り戻す手助けをすることこそが私達の仕事であるといえるのではないか。

以上のことをふまえるならば、「繁栄」という言葉は、「業界の繁盛」とは違う意味のこととして考える必要があると思う。

とはいっても、職業である以上、経済的な問題を度外視するわけにはいかない。しかし、そこに単なる利潤追求のみに終わってはならない何かがあるのではないか。残念ながら、それが何であるかを断言することは、私の力及ぶところではない。

今後日本人の骨格がますます弱体化していくことが予測される中で、私達は単に起こってしまったケガや不具合に回復、治療ということにとどまらず、いかにしてケガや不具合が起りにくくなるようにするかということを考えていかなければならないのではないか。

「予防医学」という言葉はすでに市民権を得ている。それに倣（なら）って言うならば「予防整復」とでもいうべきであろうか。

今後私達は「予防」ということまでも視野にいれて「柔道整復師の仕事」を展望していくことが求められているのではないか。

そうすることは一見、いわゆる「繁盛」とは逆行するように見えるかもしれないが、そうした展望こそが、私達の仕事に対する本当の意味での安心や信頼につながっていくのではないかと思う。



第五回 ITやらなきゃこんな損!!

ペーパーレスって何?

膨大な資料の山..... もう見たくない!!
机の上ごちゃごちゃだ!!

内藤 晴義

おかげさまで、このコーナーも好評のうちに第5回をむかえることになりました。今回はペーパーレスについてのお話をさせていただくことになっております。あれれ.....早速なにかトラブル発生ようです。ん?

おやおや~ みなさんもよく接骨院でこんな会話をきませんか? では聞いて見ることにしましょう。

角: “うひゃ~ きったない机だな~ 助さん”

助: “よくいうよ~ 君だってたいしてかわらないだろ角さん”

菊: “なにやっているんだ二人とも!”

助: “いや~ 先日机は整理したのですが.....すぐにこのありさまです。

菊: “ほ~それはいけないな!”

角: “.....それにしても.....菊さんの机はいつもきれいですよね~ っというか?? コンピュータ(PC)しかないですね~ “

菊: “わっはっはは。そうだよ! 今は書類のほとんどをオプティカルディスクなどにOCRでいれるか、PDFファイルにしていれているんだ。そのお陰で..... ”

角: “ちょ.....ちょっと待ってくださいよ! そんなに英語しゃべられてもわかりませんよ~ 菊さん!”

菊: “ははは。しょうがないな~ じゃ~ちょっと講釈しようかな!”

助, 角: “なるべく日本語をお願いします。”

菊: “英語.....ね~ ま, いいか! では始めましょう。”

菊: “以前にも普通のカメラとデジカメのところで勉強したと思いますが、文章もコンピューターからすればデータなわけなのです。つまり、文章などを書いた紙を、写真で撮って保存するようなこととを考えてみてください。これをデジカメとかスキャナーという画像読取装置で読み込んで、デジタルのファイルとして保存するわけですよ!”

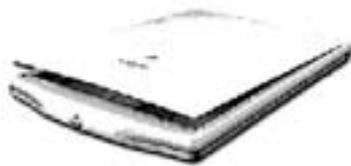


角：“ちょっと待ってください。デジカメはわかったのですが、そのスキャナーってなんですか？”

菊：“ん～ 画像を読み取ってデジタルの符号に置き換える機械だよ！ それを使えば普通の写真だって紙に書いた文字だって、絵だってデジタルの符号に置き換えてくれるんだよ！”

助：“なるほど……で、保存というのはやはりフロッピーですか？”

菊：“君～それはもう古いよ～”



スキャナーの一例

助：“へ?? 为什么呢？”

菊：“今はフロッピーがついていないPCが多くなってきているんだよ！そのうちフロッピーってなに？なんて若い子に聞かれちゃうぞ～！ というわけで、いまはオプティカルディスク！ つまり光磁気ディスクが主流になってきたんだよ。これは1.44MBフロッピー約486枚分の容量がある700MBのCD - Rとか、CD - RW、そのCD - Rの約5.7倍である4GBの容量のDVD - RとかDVD - RW……ということはフロッピーで約2,777枚分だ！！

助：“RとRWって～ どこがちがうんですか？”

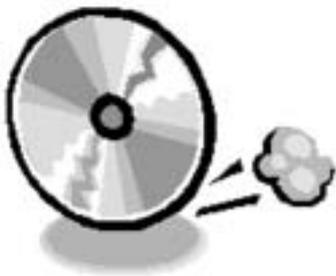
菊：“Rは同じところへの書き込みが一度しかできないんだ。それに対してRWは書いたり、消したり、また書いたりできるんだよ。リライタブルっていう意味だね！ そして、それらにいろんなデータを入れてあれば、君たちのように机の上の、書類の山の中から、埋もれている必要な書類をいとも簡単に引き出して印刷したり、読んだりできるわけさ！ もちろんPC本体についている記憶媒体であるハードディスク(HDD)にも最近の資料なども含めて過去5年分の資料が全部保存してあるから、すぐに資料を取り出せるけどね！ これらは去年の暮れあたりに買ったものだから、今はもっとオプティカルディスクの容量も増えているんじゃないかな？”

角：“へ～ フロッピーはもう古いんですか……今度、友達に言って自慢しよう！”

助：“でも菊さん！結局、紙に印刷された資料は、写真に撮って記憶しておくだけのようなものですよ！ あとで編集の必要があるものなどは、どうするんですか？ 結局もう一度資料として写真をみてワープロソフトなどで写して打ち直しすわけですよ！”

菊：“そうそう！ それいわなきゃね！ そこで登場するのがさっきのスキャナーとOCRっていうソフトなんだよ！”

助：“OCR？ ですか?? …… それは何なのですか？”



菊：“Optical Character Recognitionの略称なんだよ。スキャナーを使って紙に印刷してある文字を光学文字認識させて、ワープロなどで編集できるようにさせるってわけなんだよ。……簡単にいうとスキャナーで文字を読み取らせて、単なる写真に写った状態の文字を一字一字の文字列に変換してくれるんだよ！”

性能の良いソフトがどんどんでてきているから、罫線、表やグラフもきちんと後から編集可能なものに変換してくれるようになってきたようなんだ！”

助：“ということは、紙の書類のたった一箇所を直すために、いままでみたいに最初っから全部ワープロで打ち直さなくていいのですね！”

菊：“おおお～ 理解していただけたようだね～ そういふことなんだよ！ それを繰り返していき、書類を電子ファイルしてゆけば、書類のファイルで保管しなくてもいいわけだろ！ そうすれば、当然僕の机みたいに机の上は、パソコンとスキャナーそれと、DVD - RW！あとは取り込むための資料だけね！”

角，助：“すばらし～”

助：“じゃ～ 早速僕も電子ファイルとかいふのを試してみます。”

角：“ん～ 難しくないのかな……”

菊：“な～に 簡単だよ！ わからなかったら教えるから 大丈夫だよ！”

というわけで、菊さん主体で電子ファイルシステムを構築してゆくことになり、机の上は1ヵ月ほどで皆、菊さんと同じ状態になりました。

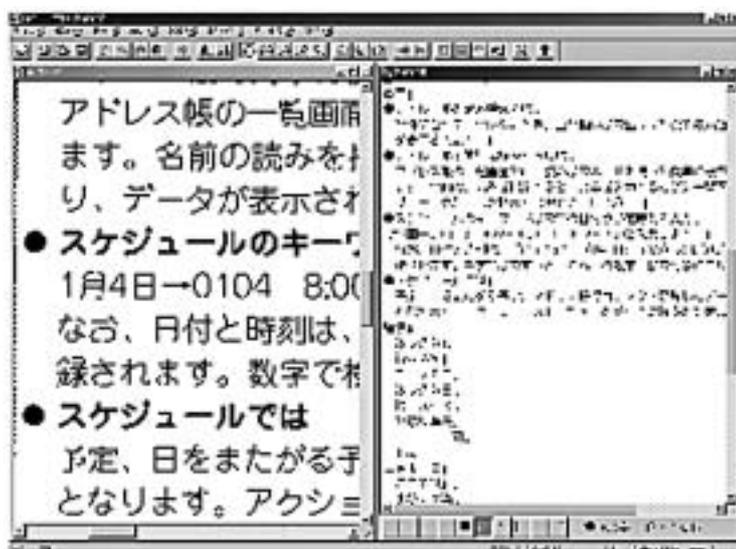
皆さんも、早速試してみませんか？ 上記の電子ファイル化に必要なものは、スキャナー、CD - RWか、DVD - RWなどの記憶装置と、OCRのソフト、そしてもちろんPCですが、最近のPCはCD - RW、DVD - RWなどの新規格の記憶メディアに対応するための外部記憶装置を組み込んであるものが多いので、スキャナーとOCRのソフト、記憶するためのメディアだけそろえれば大丈夫です。では、早速手順を追ってみていきましょう。

1. コピーで配布された各資料、写真、新聞などの切り抜き、などなどを集める。
2. 後で編集する資料と、そうでないものに分ける。
3. スキャナーで各資料をスキャンし、画像データにする。
(デジカメで撮った画像はそのまま保存できますが、できればデジカメを買ったときに付属品としてついてくるソフトでアルバムを作成し、その写真ファイルの一覧などをわかりやすくしておくといいでしょう。尚、windows XPでは、それらの画像編集ソフトが初めからついてきますので、そちらを利用する手もあります。)
4. 後で編集することが必要なものは、OCRで編集可能な形態としても保存しておく。
5. 各画像ファイル、OCRファイルにわかりやすい名前を付ける。
6. 分けをするため、ハードディスク内に新規にフォルダー(種類別にファイルをしまっておくためのフォルダーを用意すると、思ってください。)を作る。
例：フォルダー名 平成13年全国柔道大会資料(写真)(結果)(規定)(申込関

係)(運営)

というわけで、上記の場合では、平成13年度全国柔道大会というフォルダーの中に区切りをして写真、結果、規定、申込関係、運営というサブフォルダーを作るわけです。ここで肝心なのが、後から見てただちに何のファイルがどこにあるのかわかるように名前を付けておくことです。あとからどこにしまったのかわからなくなるようでは、今と変わらなくなってしまいますから.....

7. 仕分けをするための各フォルダーに、しまうべきファイルを入れます。
8. 次に、このデータをフォルダーごとCD - RWなどにコピーします。やはりPC自体のハードディスク(メインの記憶装置)とその他にバックアップ用(壊れたときなどのための予備)が必要になりますから、ここでのコピーは重要になります。



9. フォルダーの内容を確認してください。
10. いらなくなった書類は極力破棄するようにしましょう。

(左の図がOCRの1例です。左側半分が画像として紙に書いてある文字をそのまま取り込んだもので、右半分が取り込んだ文字の画像を1字1字編集可能な形に変換してできた画面です。)

これで、あなたの事務所の机の上はきれいになります。必要な書類は必要なときにいつでも呼び出して見たり、印刷して人に渡したり、メールに添付したりして渡せばよいわけです。

膨大な書類の山でどこに何があるか勘だけに頼っていた方も、こちらに切り替えませんか? 無駄を省けば、新たに文房具屋さんでクリアファイルだとか、書類整理用バインダーを購入しなくて良いわけです。クリアファイル数千個分が1枚のDVD - RWに入ってしまうでしょうし、1年間分の接骨院の全資料もCD - RとかCD - RWで十分入ってしまうでしょう。

近い将来(といってもひょっとするとこれが皆様に読まれるころには、そうなっているかもしれませんが.....)電子カルテシステム、電子確定申告、などもできるようになって来るでしょうし、それらを紙に書いて計算したり、保存したりすることによるスペースを確保するには、上記から考えてもあまりにも無駄であるわけで、つまりはスペースの有効利用ができないことによる損になるわけです。保管スペースを作るための工事も

棚，あるいは整理用のフォルダー類を購入すると思えば，菊さんのやっていることがいかに効率的であり，無駄をなくすことができるのかおわかりいただけたと思います。

では次に，電子カルテシステムと，電子確定申告について少しお話ししましょう。

われわれ柔道整復師の場合だけでなく，医療機関ではカルテの保存義務が5年となっています。この量は半端ではありません。皆さんどうされていますか？ 問い合わせなどで昨年の資料を散々ひっくり返して調べて回答した記憶などがあるのでは……と思います。

最近では，レセコン(申請書発行用コンピューター)の進歩のお陰で，患者さんの傷病履歴，通院記録なども簡単に検索できるようになってきましたが，今後はもう少し話を進めて，カルテの記憶を紙ではなく，磁気ディスクにするという考え方も当然でてるようになってくるものと思われます。これがさきほどお話しした電子カルテシステムです。

次に，電子確定申告ですね！ 帳簿をデジタル化してこれをもとにして確定申告をデジタル形式で提出してよらしいということになってくるわけです。いままで，ご自分のお仕事に関する帳簿付けをされていると思われますが，手書きで記帳されている先生は大変です。帳票各種にまたがって転記しなければならないことが多く，とてとても，自分ひとりでは大変な作業になっていると思います。煩雑な記帳，計算，とくに数ヵ月してからコートの内ポケットにはいつか出てきた領収書などが見つかった場合などは記帳するのに大変ではないのでしょうか。(別に深い意味はありません。)

これら全ては計算の得意なPCと帳簿用のソフトにお任せし，毎日の収入，支出をひとつの帳簿に記入するだけで勝手に仕分けも，転記もしてくれ，集計も後日見つかった領収書もいとも簡単に整理し記帳，仕分けしてくれるソフトを使い，その結果をメールに添付して送ったり，税務署のホームページの，電子申告のフォームから投稿したり，CD-Rなどに書き込んで税務署に申告したりできるようになるのです。数年前の，同月の経営状況の比較，数ヵ月前との比較もわざわざ帳簿をひっくり返して探さなくても済むのです。

確かに紙も必要である場合もあるでしょうが，保存用のものは，仕事場のものは仕事場で，会であれば会に，それぞれ必要なものを吟味して，そのうちどうしても必要なものが，ペーパーで保存してあればよいと思われます。コピーをとって会員全てが同じ資料を持っていたり，捨ててしまうとわかっている資料をわざわざ作成するほど無駄なものはないと思います。

本会の会員も，近い将来，必要なとき，必要な資料を24時間いつでも検索し，自分のコンピューターから出し入れしたり，会のデータベースから必要な資料を集めたり，自分の大切な資料をさきほどのような形で1年間分まとめてCD-Rにコピーしたりしていくようになるでしょう。

早速そのシステムを構築したいと思っていらっしゃるみなさん！ わからないことは日整広報部まで投稿してください。誌面でご回答できるように工夫していきたいと思っています。では次号でまたお目にかかりましょう。

事務局が 社団のホームページ作成お手伝いします

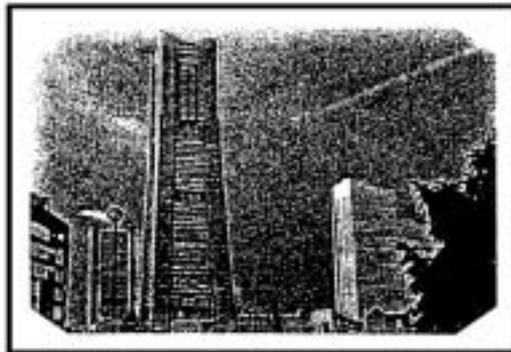
下記のページがサンプルです。紹介文は400字以内とし、写真2枚まで。
案内図1枚をなるべく電子メールで送っていただきます。もし、できるならHTML形式にてA4 1ページ分くらいを目安として作成していただいても結構です。
E-mail : kouhou@shadan-nissei.or.jp

見本



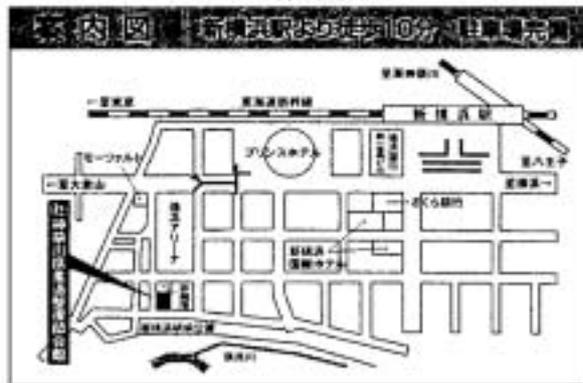
社団法人 神奈川県柔道整復師会

本会は、神奈川県内で開業している接骨院・整骨院の先生たちを会員とする600名あまりの団体で、神奈川県内唯一の社団法人の組織です。接骨院・整骨院での施術を希望される場合は、安心な本会の接骨院・整骨院の先生のところへどうぞ!! 会館は、新横浜の横浜アリーナ裏の位置にあります。ご入会を希望される先生は是非一度会館までお越しください。



みなとみらい21の風景(ランドマークタワー)

会館案内地図



住所：222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-23-11
：045-(473)-0735 FAX：045-(474)-0628

URL：<http://www.sekkotu-kanagawa.com> または、漢字で“[接骨神奈川.com](http://www.sekkotu-kanagawa.com)” (“ ” はいりません) をアドレスに入力してください。

e-mail：jimusyo@sekkotu-kanagawa.com

けている。保健医療サービスで使用されている場合に、効果的で安全な治療法や実用的な方法を見いだすための各国の努力を支援する形をとっている。また、伝統医学は広い視点から厳しく検証されるべきであるとされている。

途上国の人々は今でもブライマリヘルスケアの主旨にそって伝統的治療師や薬草に頼っている。そして、伝統的、代替的な医学大系はここ10年間に先進諸国では大きな関心が寄せられてきている。

日整広報150号「斜窓」でも記載したが、米国では1990年の時点で人口の1/3がなんらかの代替医療を利用し、その中心は25歳から49歳までの高学歴、高収入の男女である。現在では代替医療研究のため、国立相補代替医療センターが設置され、1999年

度の予算は5000万ドルに達している。

ヨーロッパでも同様な関心が持たれ、オランダとベルギーの人々の60%は代替医療に健康保険料を余計に支払ってもいいと考えていると答えている。英国の74%の人々は国民保健サービスに関して補完的な医療があってもいいと答えている。

WHOでは伝統医学について19の協力センターがある(1997年現在)。そのうち8つは鍼灸師養成や研究に係わっている。その他の施設は薬草医学に係わっている。これらの施設は薬草医学・鍼灸医療などの世界的な基準づくりや情報の交換に貢献している。

伝統医学が盛んな中国では、それぞれの省で中国伝統医学の大学と研究所を設置し、研究を続けている。インドでは政府が財政的な支援を行ってアユルヴェーダやユニイ医学研究と開発を

支援しており、保健医療サービスの一つとして利用者は増加している。

ヨーロッパでは、ヨーロッパ委員会によって作られたグループが従来なかった医学について、一般市民の使用が可能かどうかを評価する基準として、治療効果対費用効果比、社会文化的重要性を調査している。

以上報告したように、WHOは世界の伝統医学を合理的に利用できるように、その普及開発を強く支援している。

我々柔道整備も、このような世界的医療界の動きの中、WHOにその存在を示し、やっと日本の伝統医療として報告書に紹介された。

ここでスタートラインに立つことができたわけで、これから、伝統医療と相補・代替医療の担い手として、WHOとの共同研究や活動を積極的に進め、世界から柔道整備が認知され、業界

が発展するよう努力する必要がある。

早速、今年の日整生涯教育セミナーでは、WHOから講師を招き講演を予定している。

多くの会員がセミナーに参加し、勉強することも大切であるが、それ以上に我々会員の団結力と熱意を示すことの方が大事である。

(広報部)

参考資料

『21世紀・健康・世界』

WHO編纂・世界保健報告

川端真人・内山三郎

監訳・監修 英伝社

論点

W H Oと柔道整復師

先の日整広報第153号で「伝統医療として柔道整復がW H Oの報告書に記載された」と学術部より報告があった。このことは、最近暗い報告が続く我が柔道整復業界においては、久々の光明であり、関係各位のご努力に敬意を表したい。

世界保健機構(W H O)は、1948年の創設以来、その中心的役割を「世界保健事業の指導並びに調整」とし、「人々に可能な限り最も高い水準の健康をもたらすこと」を目的として活動を展開してきた。

近年における健康をめぐる急激な世界情勢の変化に対応するために、W H Oは一連の事業の見直しや新規事業計画の開始、さらに21世紀に入って人類の健康に貢献できる伝統医療と相補・代替医療を優先し、順位を

つけて研究していく計画を進めている。

W H Oは「伝統医療と相補・代替医療に関する報告」(2001年2月)を刊行し、より詳細で正確かつ包括的な保健・医療情報の収集と提供の向上をはかるとともに、その対象者の範囲を広く設定している。すなわち、各国政府の保健・医療行政や政策決定を担う人々や保健・医療の専門家の利用に供するとともに、健康や保健・医療問題について一般の人々の関心を引き、啓蒙をはかることを意図している。

「W H O憲章」は、W H Oと加盟国の最終目標は、可能な限り高いレベルの健康をすべての人々が得られることであると定めた。

1997年の総会で「すべて

の人に健康を」を掲げ、高い水準の健康がすべての人の基本的な権利であると謳った。各国政府とW H Oは力をあわせ、すべての国で、すべての人々が地域社会で、生産的に活動ができ、社会に係わることが可能な健康を達成しようとした。この考えは「2000年まではすべての人に健康を」として広く知られている。

社会的正義と平等の原理、健康増進のための自立と地域開発の精神に基づき、プライマリヘルスカアの考えが確認されている。

W H Oの主要機能の対応では、国際保健事業に関して監督調整の最高機関として活動し、加盟国の健康に技術協力をを行い、それぞれの国の能力を高めて健康増進、疾病予防公衆衛生活動や保健医療開発のための優先度を明確にしている。そして、持続可能な保健医療のインフラ

確立の支援をつづけることがW H Oの本来の目的である。さらに、W H Oは次の4つを基本原則政策としてあげている。

政策上、保健医療と人材の開発を統合する。

保健医療サービスに誰もが平等にアクセスできる。

保健医療を促進する。

保健医療上の特定の問題について予防と対策を行う。

この基本政策を掲げて健康政策を推進している。

近年、先進諸国の間では非感染性の疾病として癌、循環器疾患、痴呆症を含む精神疾患、および筋骨格疾患・傷害が健康問題の脅威となってきた。基本的には、寿命の延長に伴って人生の後半部分に健康上の問題が提起されてきたと報告されている。

W H Oは伝統医学すべてを認めているわけではない。有益なものとはそうではないものとは分

柔整連合研究会 第12回学術大会のご案内

期 日：平成14年7月7日(日曜日) 午前10時～午後3時30分
会 場：お茶の水「全電通労働会館」千代田区神田駿河台3 - 6
会 費：3,000円(但し、柔整校学生2,000円)

《特別講演》

『頸椎・腰椎の変性疾患の診断と最近の治療』

関東労災病院 勤労者脊椎・脊髄・腰痛センター長 熊野 潔先生

《会員発表》

- 1 「クラシックバレエのスポーツ障害」 市毛勉強会 池島一十衣
- 2 「小児の鎖骨骨折に後発した環軸椎脱臼についての一考察」
池添研修グループ 林 浩一
- 3 「橈骨遠位端部骨折における整復・固定法について」
名倉接骨医学研究会 神宮 典久
- 4 「膝関節の徒手的治療法」 柔整志山会 竹内 廣尚
- 5 「足関節果部骨折の一症例」 菅原理学療法研究会 菅原 光隆
- 6 「足関節捻挫外傷の外見上観察と評価法」
金井整形外科金井会 岩崎 隼人、大内田直也、野口 智章
- 7 「柔道選手の回外足に対する3day's tapingの有効性について」
牧内整骨医学研究会 久米 信好

特別講演では、医接連携に積極的な姿勢を示されている関東労災病院の熊野潔先生に、頸椎と腰椎の診かたと複雑多岐にわたる疾患の特徴や注意点、保存療法の可否、そして最近の治療法についてお話を頂きます。

重要で興味深いテーマなので、講演終了後に十分な時間をとって、広く会場より質問をお受けしたいと存じます。

また、今年は各研究会から論文発表者を募り、各々、特色を持った7人の発表者を揃えることができました。

出席者が単に聴くだけでなく、質問したり、ご自身の意見を述べたり積極的に参加する学術大会となりますよう希望致します。

当日は、日理工により、最新理学療法機器の展示も行われます。

会員皆様の奮ってのご参加を期待いたします。

問い合わせ・連絡先 柔整連合研究会 代表 米澤 三郎
〒171-0043 東京都豊島区要町3 - 43 - 11
TEL・FAX 共 03(3959)4456

和歌山県のケアマネジャー活動状況

社団法人和歌山県柔道整復師会
和柔整介護支援センター

給付管理部長 清水 健司
総務部長 池田 達則

今回、居宅介護支援事業者としての介護保険への取り組み、活動状況について紹介させていただきこととなり、何かの参考にさせていただければと思います。

まず、当県の介護保険への参入の概要を説明させていただきますと、本会内に居宅介護支援事業者を設立し、平成11年9月に指定事業者「和柔整介護支援センター」としてスタートしております。

<和柔整介護支援センター概要>

所属ケアマネジャー.....
第1回合格者.....21名所属（実働16名）
第2回合格者.....10名所属（実働8名）
第3回合格者.....2名所属（実働1名）
合計33名（実働25名）
連携事業者.....約90事業者
給付管理件数・介護報酬推移.....

（次ページのグラフを参照下さい。）

ご覧のとおり、居宅介護支援事業者として平成13年末時点では、ようやく400件を超え、現在（平成14年3月現在）、約420～430件の給付管理を行っており、それに伴う介護報酬は、月額約300数10万円程度となっております。また、介護保険導入後、ほぼ右肩上がりの成長をさせていただいており、和歌山県におきましても、民間の居宅介護支援事業者として、最大件数を管理する事業者となっております。

しかし今日に至るまで、当県においても様々な問題に直面することとなり、手探り状態の中で、問題解決に努力してまいりました。

その中で、いつも突き当たるのは、『信頼性』と『知名度』という2つのキーワードでした。

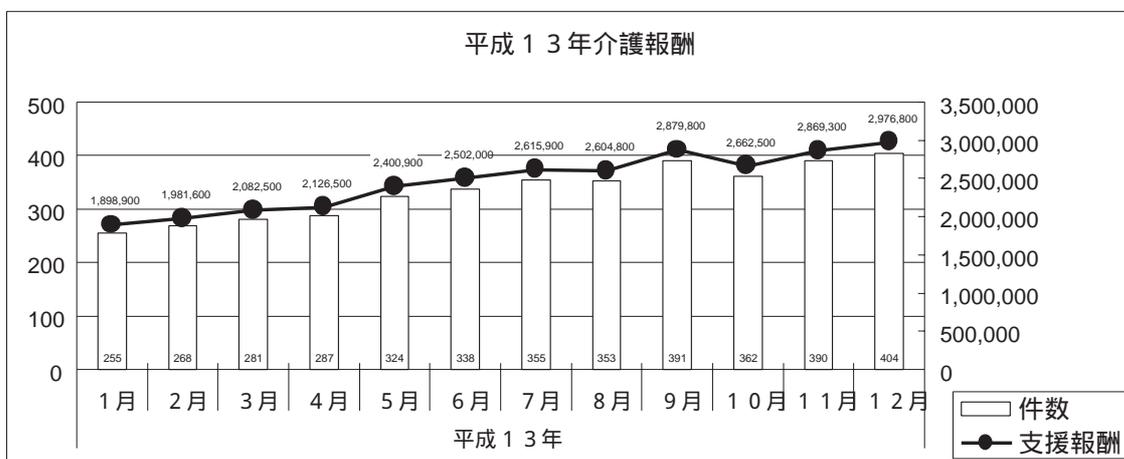
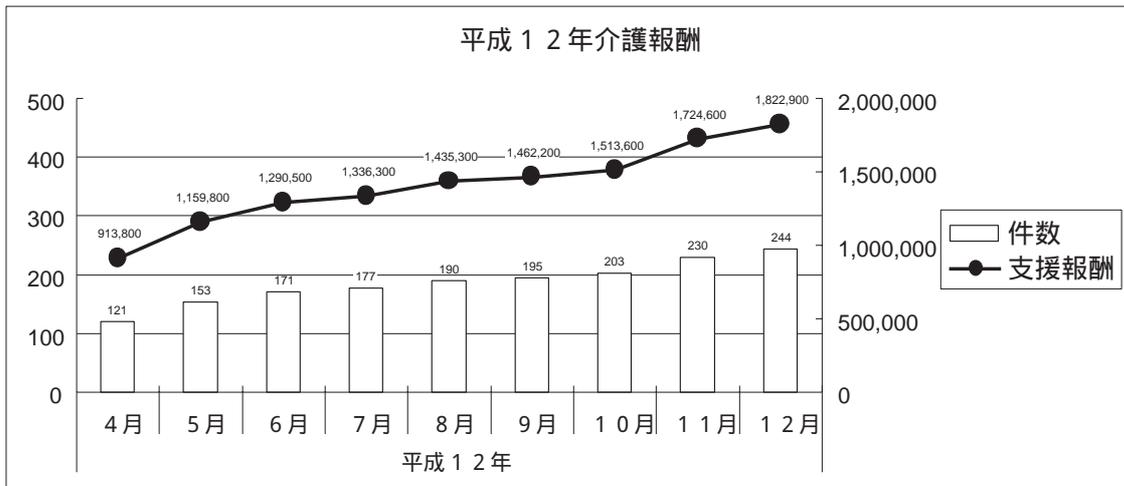
地域医療において、長年にわたり諸先輩が築き上げた信頼性は絶大でしたが、介護保険制度の世界においては、我々柔整師の知名度はほとんどゼロに近いものでありました。

まずは何を置いても我々の存在を知っていただかねばなりません。そのため、県、市、国保連合会、各施設、サービス事業者をセンターの担当者が尋ね、連携等の打ち合わせを行いながら、周知に努めて参りました。

もう1つのキーワードの『信頼性』を得るには、レベルの高い実績を積み上げることのほかなく、専門職としての資質の向上と事業基盤の安定を図るために、センター内に総務部・給付管理部・指導部を設置し、各担当者が1つ1つ解消して参りました。

1. 指導部

- ・研修事業.....最新情報の提供と問題事例などを題材に考察・検討する研修会を開催。
- ・新規所属ケアマネジャーに対する研修



2. 給付管理部

センターと所属ケアマネジャー相互のインターネット環境を整備し連携体制の確立

給付管理体制の効率化……給付管理ソフトをセンター、各自に導入。インターネットを利用したデータ管理
経理事務……介護報酬・認定調査委託料など、特別会計管理。

3. 総務部

総務においては、上記担当部署を総括的にフォローしつつ、対行政・事業者等の対応を担当しております。

各施設・事業者……連携事業者と行

政から、または所属メンバーからの苦情・問い合わせへの対応。

県・市町村・国保連合会……随時各担当者と連絡を取り、行政主導の研修会への出席、介護支援専門員協議会への入会など。また、センター内で自主的に『内部監査』を行い、各所属メンバーの帳票類の整備に努め、関係各所に実情を報告し、事業者としての信頼性の確保に努めております。

< 検証と展望 >

現状については、当センターへの信頼度は徐々に高まりつつあるように思いますが、

我々の介護保険への取り組みが、全てにおいて他の事業者へ受け入れられたとは思っていません。

それは、我々の事業形態と介護保険制度にあるのではないかと考えられます。

異質な存在と介護保険制度

通常は、何らかのサービス事業を行い、その付随的存在として位置づけられているのが「居宅介護支援事業」であり、居宅介護支援単独の事業者というものは、一般的ではありません。

また、現状の介護保険制度では居宅介護支援事業は、クライアントを抱えれば抱えるほど、事業としては成り立たない(赤字)システムになっているにもかかわらず、一居宅介護支援事業所に多数のケアマネジャーが所属しているため、一事業者としてクライアントを抱えるキャパシティが他事業者の数倍ある。

この異質な存在が、結果的に、他の事業者はこのような事業者に外注する方が人件費もかからないという判断をされたのかも考えられます。

別の見方をすると、ここにこそ我々の強みがあり、事業者としての価値があるとも考えられます。

最終目標と介護保険制度

過去、多くの会員方がこの場で、最終目標である現状のサービス事業に「訪問機能訓練師」として名前が連なるための手段として、機能訓練指導員としての実績の積み上げ、ケアマネジャーとしての資質向上などの必要性についてご紹介いただき、私共も同じ意見を持つものであります。

このフォーマルサポートとしての事業展開のほかに、インフォーマルとしての事業

展開にも大きな可能性があると思われまます。介護現場では、ADL低下により転倒し負傷すること、また、そのまま寝たきりに移行するという例は珍しくなく、ローカル的には、フォーマルサポートとしての訪問リハビリの供給は十分とは言い難い現状だと思えます。

このような現状を踏まえても、柔整師としてのポジションを模索するに価値のあるところと考えます。

また、このフォーマル・インフォーマル事業の可能性を引き出すために、居宅介護支援事業で培ったネットワークを利用することは、小さな波紋を、より大きな波紋とする効果を導きだすと考えています。

その意味でも、将来この広大なマーケットにおいて、居宅介護支援事業を起点とする「ネットワーク」には、何か可能性が秘められていると感じています。

当県におきましても、現状を単に1つの通過点と考え、各社団との交流を深め、今後、より一層発展させるべく努力していく所存であります。

最後に、こうしてこれまで来ることができたのも、事業主である社団会員の理解と所属メンバーの協力がなければ、現在の状況はなかったものと確信しております。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

投稿

「柔整師への提言」に感動

群馬県 佐藤 享

今 私たちがかつて経験をしたことのない、社会の歪みと、経済社会の底の見えない恒常的な不景気に危惧しているのは、私一人ではないと思う。

新聞などの報道では、大手企業・保険会社・銀行などの倒産や破綻。そして身近なものとして若い親たちが、可愛いさかりである子供へ虐待行為などを加える。まさに人間の心さえもなくしつつある。親子として輝ける時期を失ってしまい、辛く悲しくとげとげしい心になってしまった。

ある社会心理学者の語った言葉を思い出す。「社会において強いもの（人たち）が弱いものを助けて生きて行くのが理想の社会であり、目指してゆくべき道である。しかし、強いものが弱いものたちに救いの手を差し伸べられなくなってしまふような社会傾向になった時は、大変リスクを含んだ時代である」と述べている。

日整広報第152号に掲載されている岐阜大学医学部助教授・系数万正先生の「柔道整復師への提言」の中で、一部の医師と柔道整復師の摩擦は思惑ちがいと述べている。また、柔整医療が急性期外傷を取り扱うかぎり、この分野の整形外科研究会への参加を義務化へ。と提言し、さらに指針してくださっているように思えてならない。

業界は一部の医師との間の溝はどんなに深くとも埋める努力を怠らず、超えなければならぬものは、時間がかかっても超えなければ、

前には進むことはできない。

柔整師に好意的であり、また、絶大なる支援をいただいている多くの医師たちも私たちの身近にはたくさんいる。系数万正先生をはじめ少しでも理解を示してくださる医師たちに、私は心より畏敬の念を持ってこれからも接してゆきたい。

また、私たちの業界を支持してくれる医師の方々のご好意に依存せず、甘んじることなく提言なども前向きに考慮し、さらに臨床整形外科医会の先生方のご意見も厳粛に受け止め、今後の業界の発展と個々の資質の向上のために役だつようにしなければならないと思う。

これからも人が幸福になれるのは「人と人との協力」という価値観を互いが持つことができるようにすることが大切であると思う。今、掲載文から小さな光が見えはじめ、心が温かくなってきたような気がする。

投稿

X線に代わるテラヘルツ

埼玉県 吉田宣正

日整広報153号に投稿されていた、静岡県の安間克弘先生の『人体に害の無い検査器具を柔道整復師に認可を』を読みました。

現在、被爆などの問題のない画像検査といえば、MRI、超音波くらいでしょうか。しかし、骨を観察する場合は、透過画像であるX線が一番簡単で、優れていると思われませんが、被爆の危険性という問題が出てきます。

ところが昨年5月頃、新聞などでも報道されましたが、理化学研究所が卓上サイズ

のテラヘルツ光源の開発に成功しました。

テラヘルツ光とは、X線と同様に人体を透過するもので、被爆の問題が全くなく、フィルムを感光させることができるので、非破壊検査や医療分野で今後の実用化が期待されます。

以前はこのテラヘルツ光を作るのに、巨大な機器が必要であったため実用化されていませんでしたが、今回は50cm四方の卓上サイズとなったため、数年のうちに病院などで使われるようになるであろうと、書かれています。

しかし、被爆の問題がないからといって我々が使えるわけではありません。現在でも、MRIや超音波も法的には柔道整復師は使えません。これらを使って診断する、という行為に問題があるようです。

安間先生のいわれるように、今の時代の中では科学的な検査機器による判断は、必要なものだと考えます。近い将来、被爆のない骨の画像検査として、テラヘルツ光が実用化された時、できれば柔道整復師が使えるように法整備をしてもらいたいものです。

今、救急救命士の気管内送管についても、認められる兆しが見えてきました。そういう時代です。我々のためだけでなく、国民の利益のため、国民の後押しを受けて、柔道整復師が検査機器が使えるようになることを、願っています。

投稿

危機管理室を常設せよ

神奈川県 堀江邦郎

激変する社会情勢の中にあって日本柔道整復

師会はどんな状況にも対応でき得ると我々会員は信頼を寄せている。

この会の最大の目的は実体論からすれば会員の生活安定、業権拡大、学術の向上などであろう。しかし現実には難問山積、我々の要望が時に無理難題となることも多々あると思う。が、時代の流れは我々を待っていてくれるほど甘くない。

今年の整形外科学会のテーマの一つに「柔道整復師」が取り上げられた。様々な意見があると思うが結論としては、学・術・業とも一歩も引かずに柔道整復師をもう少し理解してみようかな、というところであろう。正に孫子の兵法の『敵を知ればその戦危からずや』であろう。そしてその母体である日本医師会には医師であるとともに弁護士、税理士の有資格者がおり、火急の時は会員として内部の視点（医師として）から種々の意見が出されている。

翻って我が日本柔道整復師会はどうであろうか。一旦急を要する時に即応体制はあると信じているがどうしても不安がよぎる。

従ってここに大胆に提言する。

会長直属の危機管理室を早急に設けてはどうだろうか。そしてメンバーの人選にあたっては過去の経験則だけの人は避ける。

柔道整復師でありながら経営コンサルタント、弁護士、司法書士、行政書士、社労士、税理士などの有資格者

憲法、民法、身分法に詳しい会員

以上のような会員を構成員として会長直属の緊急展開部隊としての危機管理室を設けて欲しい。これからは政治、経済など全ての分野で法律面での対応を問われる時代である。柔道整復師としての内部の視点で法律学、経営学の意見を集約し、会長をサポートすることがこれからの難局打開に有効であり、かつ時代の流れに即応でき得る手段と考える。

嗚呼，私はスーパー接骨師

東京都 中村和夫

数年前，青山・原宿でやたらカリスマ美容師が，もてはやされました。テレビのやらせもありましたが，若者の将来の職業の一つとしてずいぶん支持されました。

接骨業界はどうでしょう。3年勉強すれば，資格が取れてすぐ開業「100万・200万の月収夢でない」との歌い文句で，雨後の竹の子のごとく，ニヨキニヨキと柔整学校ができました。当然毎年，3,000人から5,000人の接骨師が誕生するわけです。おそらく数年で駅の周辺は，5軒から10軒の接骨院で埋ってしまいます。

「ほねつぎ」として，長年，細々コツコツと一人施術してきた中年接骨師は，今さら他に転職もできずに，家で筆城です。代わりに内助の功で奥さんが，外にパートの勤めに出て，家計を助けます。

先生は，朝から食事のかたづけ，洗濯掃除，風呂の用意，留守番しながら施術して別の意味で忙しい。夕方は特に暇だから，早めの店仕舞い，でも自分の老後を考えると，何でもできた方がいいのかもしれないと，なぜか一人納得。今日も夕飯の買い物に，いざ出陣。スーパーの袋を下げて歩くので，だから，スーパー接骨師。

「柔整夜話」蛙のたわごと

高知県 山中 一

1. 柔道整復

戦前（太平洋戦争）は柔道整復術とっていたのだが，戦後昭和22年に新憲法が公布されて術が除外され，柔道整復となった。この柔道整復というものが，生まれて80有余年となるが，世間の人々はいかがなものかあまり知らないようである。

1999年秋のことであるが，私が男性の年寄病ともいわれる前立腺障害にて入院した時，担当の看護婦さん（現看護師）はその年の四年制大学の看護学科を卒業した若き美人の看護婦さん。予診時に職業をきかれたので，柔道整復師と答えると「えーっ，なにそれ」と鳩が豆鉄砲でもくったような顔。ほねつぎですよというように納得がいった顔で，ああ，接骨院ですかとおっしゃった。

四年制大学の看護学科を卒業した看護婦（士）さんにしても柔道整復のことについては何も御存知ない。ああ，柔道整復は，なにそれなのか？

日整が数年前に法人名のアンケートを行ったことがある。それによると，

貴社団の名称は次のどのれですかに対し，	
接骨師会	14.9%
整骨師会	6.4%
柔道整復骨会	12.8%
柔道整復師会	65.9%

上記のようだったとか。平成13年3月の日整理事会で社団法人名称は柔道整復師会と決まったと広報に出ていたが，どうも一般の人

達は柔道整復師といってもハッと首をかしげる人が多いのではないだろうか。

法改正とか学制改革など諸般の事情もあることとは思われるが、どうも柔道整復とはわかり難い名称である。

柔術に端を発し柔術家の裏技として発達してきた柔道整復ではあるのだが、今や立派な整形外科の一部である。ある柔整養成学校の校長先生も「柔整ニュースのこの人に聞く」で、柔整養成学校のカリキュラム（厚生省）は100%西洋医学でありそのほかのなにものでもないとおっしゃっておられる。

柔道整復には伝統はあっても学問体系がないという人達があるかにきく。その学問体系を作らんとして（柔整四年制大学、大学院など）日整も学校協会も医学会も大変な努力をしているのである。

柔道整復のレベル向上にまた21世紀に生き残るために柔道整復は伝統ある日本の文化であるこの民族の医学といわれる柔道整復の灯を消してはならない。我々の世代に。

柔道整復には定義がない というが昭和47年長野地裁における判例で「柔道整復とは各種の打撲・捻挫・脱臼・または骨折に対して応急的または医療補助などの目的によりその回復を図る施術を行うことをいう」との判例。現在では柔整の解釈はこれが生かされている。

日整では柔整学構築のため「柔道整復学構築検討会」を設置。その目的とするところは、「わが国の武術より発祥した柔道整復（接骨）術を21世紀の社会に綿々と持続し、貢献するために日整と学校協会ならびに医学会の三者が協力して学術的な整備を行い独自の学問として柔道整復学の体系づくりと構築を目的に種々検討を行うものである。」としてあり、その定義とは「柔道整復とは、身体に急性亜急性により加わる外力及び自力によって発生する骨折、脱臼、その他軟部組織損傷などに

対して医学的及び関連科学を基礎にして非観血的にいかん治療するかを明らかにする実践科学である」という立派な定義が生まれた。

これを実行・実践するためにはどうしても柔整四年制大学の開学が望まれ必要となるのである。（この記事を書いている時、明治柔整短期大学が認可との朗報が広報に出ている）

2. 柔道整復と医業類似行為

昭和21年まで「療術行為」とよばれる施術があった（現在でもその時に届出をされた方は行っておられる）。療術といっても若い方はわからないかも知れないが、戦前の各都道府県の地方庁令の取締規則によって施行されていたものである。

これには立派な定義があった。東京警視庁令としては、昭和5年東京警視庁令療術取締規則第1条「本令において療術行為と称するものは、他の法令において認められたる資格を有しその範囲内においての診療または施術を除くの外、喉痛の治療または保健の目的を以て光・熱・器械・器具、その他のものを使用しもしくは応用しまたは四肢を運用して他人に施術をなす行為をいう」とあり、要するに医師または柔道整復師などの行う業務以外の施術行為である。

これは明治21までの旧憲法のものであり、昭和22年の新憲法からは「医業類似行為」といわれている。昭和29年6月仙台高裁の判例では「医業類似行為」とは疾病の治療または保健の目的とする行為であって、「医師・歯科医師・あんま師・はり師・きゅう師・柔道整復師などの法令で正式にその資格を認められた者がその業務としてする行為ではないものをいう」と裁判所が下した医業類似行為とはなんであるかに対する解釈・判決令である。

柔道整復とは、柔道整復師法という法によ

り医師以外のものの医業禁止を定めた医師法第17条を部分的に解除し、柔道整復という法に限定された特別の施術といえるのである。

柔道整復師法第15条

医師である場合を除き、柔道整復師でなければ業として柔道整復をおこなってはならない。

3. 柔道整復と学制改革

今柔道整復師が一番望んでいる四年制柔整大学の開学はならなかった。平成14年度、三年制柔整短大は一枚認可とのことだが、なぜ柔整四年制大ができ難いのか。設置基準がない、柔整学を教える教授がおらない等々の話を聞く。

柔整四年制大学の開学は、柔整師のレベル向上と国民の福祉向上にあると思う。日整が社団としての発展向上も、学術団体としての裏付がないと社会から信用される団体となり得ないのではないのか。やはりバックに柔整四年制大としての教育の場が欲しいのである。

四年制柔整大が3校・4校と設置されれば日整としても当局との話し合いとか請願などもできやすくなるだろう。反対や障害も数多くあることだろうが、設立者、いな柔整師一同目的達成のために頑張らねばならない。四年制柔整大学の開学は柔整師80年来の悲願でもある。学制の改革なくして柔整の将来はないと考える。

幸いにして我が国は自由国家であり勉学は自由な筈である。

4. 柔道整復と法改正

電話で画像を見ながら話ができ、お腹の赤ちゃんの性別がわかる器具がある現代、大正9年の馬車・人力車の時代にできたままの法で律せられてよいものだろうか。

柔道整復師法は議員立法でできたものだから厚生労働省は今のところ「諸般の事情によ

り」法改正は考えていないと聞く。議員立法でできたものだからあなた達はあなたたちでやりなさい、とのお考えでしょうか。

よく言われる所の「保険法第44条の2」は国の保険行政を変えるものにもつながるものだからなかなか大変だと考えるが、柔整師法の一部改正はいまだ少しは楽なのではないだろうか。私達の法なのだから、しかしながら柔道整復師単行法制定までに約50年間も存在していた業態をただ分離するだけでも40年近くもかかってようやく成功したことを考えるとこれまた大変なことであろう。何ら得失のない他団体が頭を突っ込んでくることもある。

日整会員名簿には国会議員の顧問の先生方のお名前がずらっと書かれている。種々の団体の中でもこれ位多くの先生方を顧問に載せている会はちょっと珍しいのではないか。この先生方に今こそご尽力をお願いしたいものである。

柔道整復師は今生き残りをかけたサバイバルの場に立たされているのだから。

5. 柔道整復と放射線

今さら「レントゲン」のことなど書き、またいうことは時の流れに逆らう「ざれ言」といわれる方もおられるかも知れないが、外傷患者を取り扱う柔整師に取って「レントゲン」の使用は最も大切なことであり必要なことは社会も認める所であろう。

「レントゲン」使用なくしては「ほねつぎ」の価値は半減するといっても過言ではない。社団柔整会（日整）中約800人位の診療エックス線技師（現・放射線技師）がおられるとか。今は除外されているが柔整師法が単独立法となった時、その付帯事項として、将来柔整師はその施術にあたり、脱臼・骨折の患部にエックス線を照射するには診療エックス線技師の資格を取得し「診療放射線技師及び診

療エックス線技師法」に基づいて行わなければならないとあり、柔道整復師は放射線技師の資格を取得しておけば、その施術所においてエックス線照射ができるものと思って3年間学校に通い資格を取得した柔整も多いはずである。

医師・歯科医師を除いて業務上エックス線照射を望んでいる者は柔整師であることは、社会一般の認めるところであろう。

昭和26年「診療エックス線技師法」ができるまではエックス線撮影を業としてた人達には申請により県知事名で「エックス線技術者」なるものを発行している。

昭和45年柔整単独法成立時、厚生省(当時)医事課長さんのご好意とご指導によりエックス線照射だけを業とする「X線撮影士」という業種の制定に着手したが請願の直前に日本医療の低下を招くという関係団体の意向により請願の撤退をせざるを得なかったといういきさつもあったと聞く。大変残念なことである。

骨折・脱臼等の外傷施術を取り扱う(現在は有痛性皮下損傷患者が大部分ではあるが)ほねつぎにとって、放照射線撮影の取得こそ業界の存亡がかかっているといっても過言であろうか？

6. 柔道整復の未来

『医道の日本』という医療月刊誌の「逆風の時代、柔道整復師の将来を探る」によると未来を不安と考えてる柔整師が東京で83人中49人、大阪で88人中63人とか。規制緩和と福岡裁判などにより養成学校が続出、ここ数年のうちに53校(?)位になるかに聞く。そして年間4,000人位の柔整師が生れてくる。いったいどうなってんの、といたくなる。

柔整は医療の中に組み込まれず、古い伝統であった徒弟制度は柔道四段以上の者にして医師または柔整師の許で4年以上修業したと

いう証明証が受験資格であった。整形外科未発達時代の接骨に寄せる国民の信頼を独占し近代化を怠り、そのために劣悪なる身分法の中にすえ置かれ、業務の低迷を余儀なくされるにいたったのである。

しかし柔整師の存在は、整形外科の充足による現在においても決して無用のものではない。柔整は整形外科と同系統の学理を尊重しつつもその施術手段によって(特に手技療法)の後療法こそ柔整の本質であり、ゆえに皮下損傷の患者が集り来るのである。

柔整四年制大が開学され大学院もでき、柔整理論が確立された時こそ、21世紀に生き残れるのではないであろうか。

現在(平成13年)約3万人前後の柔整師が存在するといわれているが、社団日整以下数多くの団体に分かれている。同じ業態でこのような現象は他業界ではみることできない、大変残念なことである。小さな団体が数多く存在するより一つの大きな団体となれば強力な団体となり、学制の改革が法改正にも力強く進むことができるであろうとは誰でも考えることではあるが、これまた諸般の事情があり、なかなかむずかしいことだろう。しかし柔整百年の大計のためにはなさねばならないであろう。暗い世の中ではあるが、願わくば柔道整復師だけは、自己チューにならずあらゆる努力をして良い未来を得たいものである。

柔道整復業界を生かすも殺すも柔整自らにあるのではないであろうか？

大変おこがましくも愚見を長々と書いてきましたが、大正時代の古きほねつぎのたわごととお許し下さい。

会務執行状況

(3月～4月)

日 整 関 係

3月

- 2日(土) 行岡整復専門学校卒業式(上)
- 4日(月) 日整案内(東京医療専門学校)(工, 山口)
- 4日(月) 日整案内(東京医療専門学校)(寺)
- 5日(火) 保険部全体部会
- 5日(火) 広報編集部会
- 6日(水) 税務委員会
- 7日(木) WHO関係打合せ(工)
- 7日(木) 病院理学療法協会との打合せ(尾, 青)
- 7日(木) 三役会
- 8日(金) 宮下創平先生との打合せ(原, 茂, 沢, 利, 淺, 磯)
- 8日(金) (社)大阪府との打合せ
- 8日(金) 総務部理事打合せ
- 8日(金) 持永和見先生との打合せ(原, 茂, 沢, 利)
- 8日(金) 常務理事会
- 9日(土) 米田柔整専門学校卒業式(淺)
- 9日(土) 東北専科仙台接骨医療専門学校卒業式(高)
- 9日(土) 花田学園日本柔道整復専門学校卒業式(原)
- 9日(土) 北海道柔道整復専門学校卒業式(沢)
- 9日(土) 関西医療学園専門学校卒業式(上)
- 9日(土) 大東医学技術専門学校卒業式(工)
- 9日(土) 木島学園北信越柔整専門学校卒業式(茂)
- 10日(日) 第24回東海四県役員合同研修会(原)
- 11日(月) WHOと武見先生との打合せ(原, 工, 山口)
- 11日(月) WHO関係者視察(工)
- 11日(月) 厚生労働省医事課長との打合せ(原, 茂, 沢, 利, 上, 淺, 小)
- 11日(月) 厚生労働省医療課との打合せ(淺)
- 12日(火) IT関係打合せ
- 12日(火) 会務(原)
- 13日(水) 水野肇先生との打合せ(原, 小)
- 13日(水) 明治東洋医学院専門学校卒業式(上)

- 13日(水) 総務部会
- 15日(金) 帝京医学技術専門学校謝恩会(工)
- 16日(土) (社)栃木県創立80周年記念式典・祝賀会(原)
- 16日(土) 杏文学園東京柔道整復専門学校卒業式(茂)
- 17日(日) 日体柔整専門学校卒業式(寺)
- 17日(日) 第24回関東柔道整復学会(原)
- 20日(水) 柔整実施計画策定協議会
- 20日(水) 呉竹学園東京医療専門学校卒業式(寺)
- 20日(水) 保険部(柔整師必携改定版作業会議)(田, 西, 金, 田中)
- 21日(木) 近畿ブロック会理事会・代議員会(原)
- 22日(金) 三役会
- 22日(金) 常務理事会
- 22日(金) 法制委員会
- 25日(月) 理事会
- 26日(火) 経理部会
- 26日(火) 明治生命との打合せ(茂, 利)
- 26日(火) 臨時代議員会関係打合せ(利, 尾, 青, 寺)
- 26日(火) 学術実技研修会会場下見(工, 竹, 大)
- 28日(木) 臨時代議員会
- 29日(金) 第3回柔整白書編集会
- 30日(土) 日整ゴルフ大会打合せ(小, 青)
- 30日(土) 医療費関係打合せ(原, 淺, 工)

4月

- 1日(月) 第4回柔整懇話会
- 2日(火) 厚生労働省訪問(淺)
- 4日(木) 病院理学療法協会との打合せ(尾, 青)
- 4日(木) 大和生命祝賀会(原, 茂, 沢)
- 4日(木) 常務理事会
- 4日(木) 総務部会(文書班)(青, 林, 浜, 淵)
- 4日(木) 学校協会との打合せ(原, 茂, 沢, 上, 淺, 工, 小)
- 5日(金) 税務委員会
- 5日(金) 朝日医療技術専門学校入学式(小)
- 5日(金) 会務(原)
- 6日(土) 大東医学技術専門学校入学式(工)
- 6日(土) 北信越柔整専門学校入学式(茂)
- 6日(土) 米田柔整専門学校入学式(淺)
- 7日(日) 日体柔整専門学校入学式(工)
- 7日(日) 北海道柔道整復専門学校入学式(沢)
- 8日(月) 仙台接骨医療専門学校入学式(高)

8日(月) 厚生労働省(介護傍聴)(浅)
 9日(火) エス・エス・ピー関係来訪(原)
 9日(火) 学術実技研修会会場下見(工)
 10日(水) 法制委員会
 10日(水) 行岡整復専門学校入学式(上)
 11日(木) 会館改修打合せ(尾,青)
 12日(金) 学術実技研修会会場下見(大,竹)
 12日(金) 広報作業部会
 12日(金) 議員訪問(実技研修会関連)(工)
 15日(月) 明治鍼灸大学医療技術短期大学部入学式(上)
 15日(月) 伊吹文明先生他打合せ会(原,茂,沢,浅,工,小)
 16日(火) 三役会
 16日(火) 総務部会
 16日(火) 学術部会
 17日(水) 保険部会(必携担当)
 17日(水) 経理作業部会(斎藤)
 18日(木) 武見敬三先生との打合せ(工)
 18日(木) 柔整実施計画策定協議会
 19日(金) 広報部会
 19日(金) 会務(工)
 20日(土) 北信越ブロック会理事会(茂)
 20日(土) (社)宮崎県特別講演(原)
 21日(日) 会務
 21日(日) 明治鍼灸大学医療技術短期大学部開学記念式典・記念講演及び祝賀会(茂)
 23日(火) 会館改修打合せ(上,尾,青)
 24日(水) 経理部会
 24日(水) 会務(原)
 24日(水) 厚生労働省医事課長との打合せ(原,茂)
 24日(水) 武見敬三先生との勉強会(原,茂,浅,工)
 25日(木) 会務(原)
 26日(金) 第4回柔整白書編集会
 26日(金) 特永和見先生訪問(茂,浅)
 28日(日) 会務(原)
 28日(日) 講道館創立120周年記念式典(渊,海)
 30日(火) 会務(原)

8日(月) 尾身幸次殿の会(工)
 10日(水) 山崎拓殿の会(原,工)
 10日(水) 片山虎之助殿の会(小)
 10日(水) 丹羽雄哉殿の会(茂)
 11日(木) 島村宜伸殿の会(工)
 15日(月) 谷垣禎一殿の会(原)
 17日(水) 熊代昭彦殿の会(小)
 18日(木) 木村義雄殿の会(茂)
 23日(火) 宏池会(持永和見殿)の会(原,茂,沢,上,浅,工,小)
 24日(水) 衛藤晟一殿の会(茂)

文中、頭文字のみを使用しました方の名前と役職を列記します。

原——原会長
 茂——茂住副会長
 沢——沢田副会長
 利——利根田総務部長
 上——上田経理部長
 浅——浅井保険部長
 工——工藤学術部長
 小——小合広報部長
 尾——尾藤総務部理事
 青——青山総務部理事
 高——高橋保険部理事・法制委員会委員長
 寺——寺山代議員会議長
 大——大澤学術部員
 竹——竹内学術部員
 渊——渊辺総務部員
 浜——浜野総務部員
 海——海津総務部員
 斎藤——斎藤幹経理部員
 関——法制委員
 山口——柔整実施計画策定協議会座長(社)東京都会長
 西——西條保険部員
 田——田代保険部員
 金——金丸保険部員
 田中——田中保険部員
 磯——磯部長野県会長

柔 整 連 関 係

4月

3日(水) 阿部正俊殿の会(原,茂,沢)

「ブロックだより」と「都道府県だより」を
ブロックごとにまとめてお送りいたしております。

全国の会員の方々に「ぜひ知らせたい」「ぜひ読んでいただきたい」といった各ブロック、各県の情報を中心に掲載しております。

これからも楽しい情報をお寄せください。(広報部)

北海道ブロック

北柔専校卒業教育講演会

立春が過ぎたとはいえ、北国の春はまだほど遠い平成14年2月17日(日)午前9時30分より、北海道柔道整復師会附属北海道柔道整復専門学校主催による、第16回卒業教育講演会が、北整会館4階大講堂において関係者各位並びに多数の出席者のもと開催された。

石川紀道教頭の開会の辞に続き、岩田千男校長、沢田守校主、五十嵐一議同窓会会長の挨拶ののち、午前10時より講演会に移りました。

第1講は『柔道整復師に係る介護保険について』と題し(社)北海道柔道整復師会、常任理事五十嵐一議保険部長より、介護保険の目的、介護保険と医療保険の関係につき述べられ、我々柔整師は福祉サービスの分野に参画できるように、早急に関係機関に働きかける必要性を述べ結ばれた。

第2講は『スポーツ医学、内科疾患と回復論』と題し北海道大学医学部循環器内科講師、佐久間一郎先生より、運動時の突然死の原因、虚血性疾患、心筋症、マルファン症候群、川崎病、

心筋炎、不整脈などの内科疾患についてスライドを用いて説明され、マラソンの高橋尚子選手の競技前後の体調チェック等について触れられ、また内臓脂肪の減少のための運動の啓蒙と運動前の十分なチェックの必要性につき述べられた。

第3講は『感染症と狂牛病(B.S.E.)』について北海道庁健康管理室、産業医、北海道柔道整復専門学校講師、高倉昌之先生より、B.S.Eとプリオン病について、B.S.Eとはどのような病気か、B.S.Eの英国・EUでの発生状況、プリオンとプリオンに関連する病気についてOHPを使用して述べられ午後1時に終了した。

各先生には懇切丁寧に有意義なご講演をいただき誠にありがとうございました。

北柔専校23期生卒業式

例年に比べ雪の少ない北海道で、平成14年3月9日(土)午後1時30分より(社)北海道柔道整復師会附属北海道柔道整復専門学校第23期生卒業式が北整会館4階大講堂で厳粛ながらも温かい雰囲気の中挙行された。

27名の卒業生は、父母、在校生、教職員、北



整役員，来賓の見守る中，3年間の学業を終え晴れやかな表情で拍手のなか入場し，石川教頭の開会の辞で式が開催され，岩田校長から一人一人に卒業証書が手渡され，各賞受賞者に表彰状が授与された。

学校長式辞で岩田校長は，27名の卒業生とご両親ご家族そしてご父兄に対し祝意を表し「君たちは日夜修業と勉学と柔道にいそしみ，専門士なる称号が与えられ，国家試験の合格を待って柔道整復師の免許が与えられます。卒業を機会に皆さんの進路は多岐にわたるであろうが，卒後研修には参加しこれを生涯続けることを忘れてはいけません。

このためには同窓会や学校，さらには柔道整復師会や柔道整復試験財団などによって企画される学術集会にも参加していただきたい。教職員一同は諸君を世に送り出すことを無上の喜びとし，また誇りとするものです。皆さんは謙虚な姿勢で大きな志を胸にそれぞれの道を進むよう願います。今月の末には国家試験の発表がありますが，全員合格の朗報が皆さんの頭上に輝くことを信じています」と述べられた。

校主祝辞で沢田北整会長は，卒業生とご出席のご父兄に対し祝意を表し「基本的な勉強を3年間した訳だが，勉強だけでなく，人間的にも3年前から比べると大きく成長したと思う。柔整師も3,000人から5,000人の卒業生がこれから出るであろうと言われていたが，現実にそういう方向に向かっている。しかし何人出ようと自分の人生をかけた仕事に誇りを持って，世の中の大きな変化について行くのではなく皆さん一人一人がこの変化を自分で変えていって欲しい。この3年間一生懸命学んだことを基本として，自信と誇りを持って人生を歩いていって欲しい。建学精神である立派な柔整師となるという

ことを胸に刻んで修行をしていただき，将来立派な柔整師になっていただきたい。どうか健康に留意して何十年後かには自分はこの仕事で良かったなと自信の持てる人生を歩んで欲しい」と述べられた。

来賓祝辞を，笠井正晴北海道鍼灸専門学校校長，五十嵐一謙同窓会会長よりいただき，祝電披露，記念品贈呈，在校生送辞，卒業生答辞が行われた。肅々と式は進行し，石川教頭の閉会の辞で2時45分に終了した。

スポーツ科学講習会閉講式

春の足音が聞こえ始めた北海道に，久しぶりの小雪が舞い降りる平成14年3月24日(日)午前11時30分より第8回スポーツ科学講習会(北海道会場)の閉講式が，北整会館4階大講堂において試験財団の長谷川理事長をはじめ関係者並びに講師の出席者のもと開催された。

長谷川慧重柔道整復研修試験財団理事長の主催者挨拶では，「この広い北海道で1年間という長い講習会に参加して頂きありがとうございます。また大阪から毎回出席された方もいるとのこと。受講者の皆さんも大変熱心で，講師の方からもこれほど一生懸命に受講されていると，教える側としても楽しかったとのこと。今後は地域でのスポーツ・運動活動の中核



としてご活躍して頂きたい」と述べられた。

沢田守実行委員長挨拶では「最近、宮城県にボランティアについて視察に行ってきました。宮城県の柔道整復師会は非常にボランティアが盛んな所で、特にスポーツ・福祉の分野に積極的に参加していますし、スポーツ科学講習会を受けた人達を中心になってボランティアを行っています。北海道でも今年はボランティア元年として、これから積極的にボランティア活動に参画して行きたいと考えています」と述べられた。

須田力北海道大学教育学研究科教授の講師代表挨拶では「本当に楽しい講習をさせて頂きました。これは私だけでなく講師をやった皆さんも同じだと思う。どうして楽しかったかと言うと、皆さんが非常に生き活きと、面白く楽しく受講して頂いていたからです。私たちがやっている講習を皆さんが地域でやったら、もっと楽しくもっと判りやすくやってくれるんじゃないかと期待感がわいてきます」と述べられた。

修了証書が受講者66名を代表して鳴海博之の会員に授与され、第8回スポーツ科学講習会が1人の落伍者もなく無事に終了した。

(ブロック広報部長 太田英夫)

関東ブロック

群馬県だより

社会参加で老化予防

県医師会会長 赤沢先生が講演
平成13年度 第2回生涯教育集会

2月17日(日)午後1時から会員200人が参加し、群馬メディカルセンターで平成13年度第2回生涯教育集会が開催された。

講師に柔道整復師業界の理解者の1人である県医師会会長の赤沢達之先生を迎え、「高齢社会を迎えて」のテーマで講演して頂いた。



講演する県医師会会長の赤沢先生

「我が国の高齢化は世界一のスピードです。2027年には4人に1人が65歳以上になります。そして65歳以上の高齢者のなかで75歳以上の後期高齢者の占める割合がますます増加してくるでしょう」と、少子高齢化に警鐘を鳴らした。

このほか、先進諸国の高齢化の推移、平均寿命の国際比較、少子化の問題など、高齢化社会の現状を様々な角度で分析した統計や、自立した老後の生活を送るための予防法(脳卒中の予防、骨の病気の予防、虫歯の予防、歩行能力の維持、社会活動への参加)をスライドにより分かりやすく解説した。

先生のご専門は耳鼻咽喉科であり、聴力の年齢的变化について「老人性難聴は、高い音から始まり、音を聞き分ける力が減退します。難聴の方と話すときは、きちんと口を開けて言葉をはっきりと、大きな声で相手の顔を見てゆっくり話すこと。これで軽度もしくは中等度の難聴は十分にカバーできます」と語りながら、「65歳から積極的に社会参加して、一人ひとりが自分の健康に注意して生きていきましょう」と呼びかけた。

当日は講演会に先立ち、協同組合賛助会員(指定業者)の各担当による自社説明会も行われ、各社がそれぞれの目玉商品をアピールした。

(広報員 田村 清)

神奈川県だより

やまゆり杯小田急旗争奪

第26回神奈川県家庭婦人バレーボール大会

2001年11月7日(水)に、神奈川県ママさんバレーの大きな大会であるやまゆり杯が秋葉台文化総合体育館で開会され、参加649チームで各地区において決勝大会が行われた。

2002年3月10日(日)神奈川県立体育センター県決勝大会が行われた。その間、神奈川県接骨ボランティアとして多数の会員が選手に対して応急救護やテーピングなどを行った。閉会式には、石井重一本会副会長が招待され盛会裡に終わり、また来期の参加を期待され帰途についた。(通信員 牧野吉一)



北信越ブロック

石川県だより

第44回臨時総会及び学術講習会

平成14年2月17日(日)、第44回臨時総会及び学術講習会が金沢市の県地場産業振興センターで開催された。

学術講習会では、日本経営士会の旗正男石川県会長が『事業価値を見直し事業再構築』というテーマで講演を行い、「医療費の将来推計や業界の売上推移予測」などの資料を基に具体的な数字をあげて説明し、今後の経営戦略として、業界全体がマーケットの成長に見合う供給体制を確立すること、業界全体で介護分野のNPO設立などの社会への還元を行い、柔道整復師の信頼度、知名度のアップを図る必要性を述べた。



講師の旗正男先生

そして柔道整復師一人ひとりが高い倫理観と使命感を持って患者に向き合い、今後の少子化の時代に大切になってくる地域社会において、医療だけでなく認められる価値を見出せるように努力しなければならないと説いた。

経営マネジメントの立場から柔道整復師を考えるという興味深い講演は、集まった会員に大きな刺激を与え、今後の参考となった。

(通信員 川上利昭)

東海ブロック

第24回東海四県役員 合同研修会開催

名古屋女子マラソンで賑わう3月10日(日)午後3時より、名古屋城外堀沿いにあるウェスティンナゴヤキャッスルに東海各県理事、監事が集い、標記研修会が開催された。

役員研修会内容抜粋

演題 「柔整師の飛躍について」

講師 原 健 社団法人日本柔道整復師会会長
WHO認可の見通しについて。試験財団の今後のあり方等について、講演された。

演題 「健保組合について」

講師 長縄秀毅健康保険組合連合会愛知連合会常任理事

政府管掌・国保・共済など、税金から補填できる保険者と、健保組合との違い。愛知県内組合健保の現状。医療機関の格差把握のため、被保険者アンケート調査実施予定。保険証IC化構想等について講演頂いた。

演題 「夢さえあれば」

講師 作家 内藤 洋子様



内藤洋子先生(上)と弟の平野ヘッドコーチ

千葉ロッテマリーンズ平野ヘッドコーチの姉であり、兄弟二人思春期に相次いで両親が他界し、身内からも見放された波乱の生い立ちと、兄弟それぞれの夢実現の秘話を講演された。

演題 「柔整師のための基礎科学」

講師 名古屋大学医学部大学院機能形態学研究生
柔道整復師 白石 洋介先生

柔道整復業の理論と意義を、組織・細胞学の観点から講演された。

研修会終了後情報交換会の席に移り、講演下さった内藤洋子様で、千葉ロッテマリーンズの平野ヘッドコーチが、所用で同ホテルに滞在していたため、飛び入りで挨拶された。

(ブロック広報部長 佐野 優)

近畿ブロック

滋賀県だより

臨時総会・学術文化講演会を開催

2月24日(日)午後1時から接骨会館で臨時総会が開催され、平成14年度事業計画案ならびに収支予算案などについて審議され、原案通り議決された。

引き続き、北村朋美管理栄養師を講師に迎え『栄養学から見た関節、筋肉の新たな治療法』と題して学術文化講演会が開催された。

北村女史は栄養士として保育園、病院と勤務されていたが、志、思うことがあり1998年管理栄養士になり、翌年から食を通じた健康運動を望み、一念発起され有限会社「朋」の専属栄養士として栄養指導、講演活動を精力的に行われている。

今回の内容は我々の業種を考慮して、関節、筋肉、軟骨、靭帯に有効なことで話題になっているグルコサミンやコンドロイチンなどの作用、効果を重点に、その他、五大栄養素と生活習慣病の因果性、日本人に合ったバランスの良い食生活について講義され参加会員が聴講した。

講演後に質問を受けられたが、我々柔道整復師に結びつく内容であったため、矢継ぎ早の参加者からの質問にも懇切丁寧に応じられていた。また、控え室でも数名に囲まれて質問を受けられている光景が同われ会員の向上心が目にとまった。

日頃、我々は関節や筋肉を解剖学的な見地からとらえることが多いが、栄養学や生化学の分野から違った角度で見ると、別の視野が開かれ知識の厚みが増したように感じた。

今回も多数の参加者で会員の資質向上を図ろうとする意欲が見られ講演会を無事終えた。

(広報員 田川 剛)

兵庫県だより

“機能訓練指導員勉強会”

神戸市内の特別養護老人ホームに、機能訓練指導員として派遣する事業に取り組むことになり、3月17日(日)柔整師会会館において、機能訓練指導員の勉強会が開催された。



4月からの活動を目指し、30名の熱心な会員が施設等での機能訓練法、及びその実技といった内容で、より安全に正確に行えるよう意見交換しながら、寝返り、起床、及び車椅子への介護実技を行った。

また、高齢者の健康体操として考案された「柔体操」を車椅子や腰かけ座位の方でも簡単にできるように改良し、10分に短縮したオリジナル「健康柔体操」(要介護者用)を、参加者全員で行った。

今回のこの事業をぜひ成功させ、神戸から兵庫全域にその輪が広がることを期待しています。

(広報員 外林雅夫)

九州ブロック

鹿児島県だより

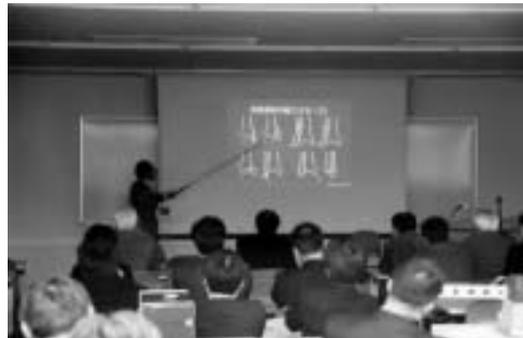
全体研修会開催

平成14年2月24日(日)午後1時より鹿児島県市町村自治会館において、本年度の全体研修会が開催され、日本体育協議会公認スポーツドクターとして高名な鹿児島市の長野芳幸今給黎総合病院院長に講演して頂きました。

講演に先き立ち、林岩男会長の挨拶があり、今後も継続して講演をお願いしましたところ快諾を得ました。との報告がありました。

講演は『足関節の傷害』と題し、スライド71枚を使って、

1. 足関節の構造
2. 損傷頻度の高い足関節靭帯部位
3. 足関節損傷の重症区分
4. スポーツ選手の足関節傷害
 - (1) 治療(観血療法と非観血療法)
 - (2) 後療法(保存療法ヒリハビリー開始)
 - (3) スポーツ復帰



について講演があり、会員は熱心に聴講しました。

また、質疑応答の時間を設けて頂き、会員から日常業務で取扱った症例について多数の質問が出ましたが、一題一題に懇切丁寧な回答を頂き大変有意義な研修会でした。

(通信員 東 健)



表紙解説

『前田利家と金沢城』

石川県 中根 茂

前田利家は1537年(天文6年)、尾張荒子城主・前田利昌の四男として生まれ織田信長に仕官し、大名としての基を築きました。
幼名犬千代、前名又左衛門、しばしば功名を立て「槍の又左衛門」の異名をとる。1558年22歳でまつと結婚。
豊臣秀吉とは大千代時代からの交わりであり、信長時代には近江長浜、越前府中、能登七尾の城主となりましたが、秀吉と柴田勝家の戦いの後、秀吉と提携し、天正11年(1583年)尾山城(金沢城)に入城しました。
金沢城は寛永8年(1631年)の火災以降、本丸の機能が次第に二の丸へと移され、菱櫓、五十間長屋、橋爪門統櫓の形もこのころに整備されたと考えられています。現在放映中の「利家とまつ」の舞台になっっています。表紙写真は石川門

入・退会者並びに異動者一覽

: 特会員
: 復 帰

都 道 府 名	平成14年2月～平成14年3月		
	新入会24名	栃 木 県	石関名美治, 松本好司
北 海 道	村上壽男	群 馬 県	村田利絵子, 木村栄作, 牛込秀光
宮 城 県	神里 隆, 田村 博, 太田宗高	埼 玉 県	小林 剛
	吉田伸也, 渡邊信和, 佐藤泰志	千 葉 県	丸山秀貴, 服部礼児, 小野田正利
	中津川義広	神 奈 川 県	堀口仁邦, 篠原径三郎, 関 昌睦
福 島 県	芳賀一成, 杉野豊明		横田秀勝, 桜田謙三, 竹山勇三
茨 城 県	高久陽三郎		吉田典男, 池野文夫
群 馬 県	田中康寛, 笛木幹雄, 荒井秀樹		秋葉 正, 永田勇男, 森 敬造
長 野 県	南雲智則, 武井丈尊		森川光男, 鈴木昭三, 山崎奇麿
富 山 県	平野宏明		下山 努, 菊田定雄
福 井 県	吉田雅哉	東 京 都	植田尚昌, 岡本早苗, 西村純一
愛 知 県	大鹿龍典		岡田幸雄, 丸本昌平, 苔米地恭介
京 都 府	東森健太郎		山崎達男, 品澤公治, 舟木博幸
大 阪 府	門田浩一		石上貴美子, 春原博孝
山 口 県	野中弘仁		栗林聖治, 田口雄作
佐 賀 県	浦 良治		野島忠男
熊 本 県	高沢意誠	新 潟 県	吉田明弘
		長 野 県	渡辺正美, 滝沢幸子, 下平雅博
	特2名 相続5名 特 相1名	富 山 県	原山恵子, 吉池美香
福 島 県	阿部昭仁(阿部昭夫)		高崎マツ, 太田友義, 高山吉輝
	草野謙一郎(草野秀信)	石 川 県	森 英一郎
栃 木 県	松本一浩(特 相・松本好司)		谷内利明, 山崎金八郎, 竹野健一
東 京 都	栄 亮次(栄 三徳)	福 井 県	木村大雨
愛 知 県	柳 敏雄(柳 才彦)		谷 秀次
	石川英一郎(石川健英)	静 岡 県	斎藤邦廣, 松本哲夫
	早瀬史朗(早瀬高行)	愛 知 県	小長井悦雄, 早瀬高行, 柳 才彦
京 都 府	野村直子(野村元一)		石川健英
		三 重 県	金森文生, 竹内長太郎
	退会115名 死亡25名 退会取消1名	岐 阜 県	加納 勝
北 海 道	富永和夫, 岩佐庄吉, 阿部 靖	滋 賀 県	田中定子, 川戸 昇, 平尾謙次
	東出好和, 吉田仙次郎, 森脇省五	京 都 府	梅田眞佐夫, 釜洞良雄, 野村元一
	浅川 馨, 増田昭男, 藤原孝則		清水要三, 杉山正義
	守屋秀昭, 山田義之, 菅野藤男	奈 良 県	森田正英, 山下裕章, 川口 浩
	金森忠治, 木村由光	大 阪 府	野原康一, 矢尾嘉代子, 中島宏明
青 森 県	中村道夫, 新井田忠治, 戸舘幸雄		石田清貴, 表川大樹, 中谷勝司
	関口正浩		米澤ツル子, 山川晴世, 藤田鐵誠
岩 手 県	赤坂 稔		岡村利治, 泉野 衛, 明上永正
秋 田 県	南 昭一郎		上田康雄, 松本吉永, 上田義夫
山 形 県	藤田悦三		木谷栄寿
福 島 県	鈴木秀晴, 赤津勝二	和 歌 山 県	上川敬二, 森田弥霊, 峰本重男
		兵 庫 県	前田憲尚, 宮芝 誠, 高田寛昭
			田中純子
		岡 山 県	安藤卓司
		島 根 県	大森康次, 山本修生

広島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 鹿児島県	正寿 暁, 安坂和夫 香川敏一 越智新一, 山下四郎 新居田潤 関川隆男, 林 正義, 吉本文男 国澤和壽 矢野宏明, 石橋 秀 紀 哲雄 (退会取消・平成13年12月退会) 古川澄雄 野中理恵, 中村義雄 加治佐 強, 種子田常雄	秋田県 茨城県 群馬県 千葉県 東京都 新潟県 富山県 福井県 大阪府 福岡県 長崎県	支部変更12名 嵯峨弘康 (県南 中央) 市川 実 (下妻 つくば) 川端隆彦 (藤岡 高崎) 田中 聡 (北総 千葉西) 武田充広 (世田谷 目黒) 村木義明 (下越 中越) 角谷弘二 (富山 新川) 吉村領華 (福井 南越) 中野直彦 (東大阪 天王寺) 高木紀佳 (東大阪 今里) 村上公一 (筑豊 福岡) 浦 英則 (長崎 中央)
北海道 千葉県 東京都 石川県 兵庫県 岡山県 山口県 福岡県	転出6名 転入1名 転出取消1名 谷津公規 (宮城県へ) 横田秀勝 (転出取消・平成13年12月転出) 藤村耕雲 (千葉県へ) 加藤幸宏 (福井県へ) 佐保田実雄 (岡山県へ) 佐保田繁夫 (兵庫県へ) 紀 哲雄 (福岡県より) 紀 哲雄 (山口県へ)	新潟県	改姓1名 浅村義明 (旧姓・村木)

原稿締切日が10日に変更になっています

投稿される会員へお願い

最近、パソコンで作成された原稿が多くなっています。しかしながらせっかく入力されたデータでも、印刷された用紙だけではもう一度入力しなければならないのが現状です。

ワードまたは一太郎で作成された原稿の場合は、そのファイルをメールで送付されるか、または原稿にフロッピーを添付してお送り下さい。作業効率面で、さらに編集会議の経費削減にもつながりますので、ぜひご協力下さい。

宛先：“日整広報” kouhou@shadan-nissei.or.jp

日整広報発行日と原稿〆切

原稿の〆切厳守をお願いします。(広報部)

号 数	155号	156号	157号	158号	159号	160号
原稿〆切	平成14年 6月10日	8月10日	10月10日	12月10日	平成15年 2月10日	4月10日
発 行	平成14年 7月25日	9月25日	11月25日	平成15年 1月25日	3月25日	5月25日

日整文芸

【短歌】

奈良県 長谷川治三郎

遠春

待ち侘びし衣や春の色淡く

芽をふくらます雪柳かな

雪解けのかすか音聞く

せせらぎに柔春の陽

小花のそくや

竹やぶに一木の梅の花成りて

つくいす鳴くや

いとほほゆるむ

【俳句】

千葉県 吉橋 勇

早春

若潮や打ち寄す波に活気満つ

老木の肌面に静つと新芽ふく

子等集い古稀をはげます春日和

埼玉県 吉岡和希

納税を済ませた後の犬ふぐり

早春の闇をまといて猫戻る

浅春の芝生踏みしめ万歩計

長野県 小島啓司

(俳人協会会員)

黄沙

定紋の轆ぎらめく城下町

天竜に馬の神輿の跳ね廻る

海越へて黄沙日本に襲来す

東京都 高橋鶴水

(俳人協会会員)

梅適つ家に住みたし里日和

角曲る恋猫急に声変る

国学はいつに始まる藪椿

【時事川柳】

東京都 北竹 勉

ソルト湖は甘くなかったジャンプ陣

(メダルゼロより)

黄金の国があったとチリの妻

(読売多摩時事川柳入選句)

春闘に社長も参加したくなり

【川柳】

兵庫県 山根 正
(川柳互版の会同人)

ダメトフの快進撃本物だ

上げ足を取って取られて証人に

国会はギワクがギワクを追求

前号において

小島先生、高橋先生の(俳人協会会員)が
会長となっております。

お詫びして訂正させていただきます。

編集後記

4月になり新しいものが動き出した。数年前、故松本前会長が悲願とした柔整大学が3年制の短大ではあるが、この春開学した。WHO認可とあいまって学問する柔整のシンボルたり得る。4年制大学に向けて学の確立と指導者養成を望むものである。

難産ではあったが懸案の「IT委員会」が代議会議で認められスタートします。不肖小合が初代委員長兼務を命じられ頑張ることになりました。公聴広報は重要なポストであり、いささか荷が重い感じがいたします。柔整にとってかつてない苦難の時期に到来しています。若い、優秀な人材にパトタッチするつなぎ役に徹して職務を全うしたいと考えています。ご支援、ご鞭撻、また情報提供をお願い致します。

IT委員会に先駆けてホームページは広報部内藤部員が素晴らしいものを提供してくれました。週一ぐらいはアクセスしてください。各部にお願いして知りたいコンテンツを提供できるよう努力しています。電子請求、電子カルテ、のっぺらぼうの健康保険証。手をこまねいていては医療からはじき飛ばされかねません。一日も早くIT仲間にお入りいただけるようお勤め致します。(小合)

アレモ、ダメ。コレモ、ダメ。毎日がダメ。ダメ。マタカ、マタカ。の日々の中で、日本中を沸かしてくれて、夢と希望をもたらしてくれているのが今の阪神タイガースか。最後にやっぱりダメかとファンではないけれど、期待を裏切らないように祈っております。(本村)

5月のゴールデンウィークは、予定を変更して、49才と若くして亡くなった会員の葬儀に出た。人生50年は昔のこと、今や人生80年、ピンピンコロリは理想的であるが、49才は若過ぎて残された者にとっては残酷である。

高齢者時代の到来で、老人65才は時代遅れと新老人運動75才説を唱えている90才を越えて、なお元気に現役でバリバリの先生がいる。某病院の名誉院長で、健康を上手に自己管理しリス

クを避けた生活でボランティア活動に励み、若い人と一緒になって頑張っている。残された人生を、いい習慣をつけて元気にボランティア精神で生き甲斐を見つけ、社会に貢献したいものである。(星野)

最近、会長の言われる3種の人間が、私なりにわかってきました。どこにでも、いつの世界でも会長の言われた3種類の人間は、必ずいるものだとつくづく思います。

- ・言うてわかる人
 - ・言わずともわかる人
 - ・言うてもわからない人
- さて、私の思う3種の人間ですが、
- ・何にもしない人
 - ・不可能を可能にする人
 - ・可能を不可能にする人

です。

今、本会は改革の時です。会員の皆さんが、それぞれ不可能を可能にする人になっていただく時期になったようです。いろいろなアイデアをつなぎ合わせ、さらにそれを継承させれば、新しい未来も見えてくると思うのです。新しい、斬新なご意見をお待ちしています。(内藤)

今回神奈川県堀江会員より「日整危機管理」について、投稿頂きました。「斜窓」での論点が発展し、よりよい日整につながればと、考えています。(奥田)

広報部担当であった事務局の渡部さんが退職されました。後任が決定する迄の間、吉沼さんが担当となります。よろしく申し上げます。

(徳永)

平成14年5月25日 発行
社団法人 日本柔道整復師会
〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9
電話 (03)8821-3511 (大代表)
発行人 原 健
編集者 小 合 洋 一
制作 サン 企画
印刷所 株式会社タイヨーグラフィック

